

第五次環境基本計画中間取りまとめに対する意見一覧

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
1	(全体)	(全体)	環境・経済・社会の統合的発展や問題の同時解決、そのためのイノベーションと書いているが、経済や社会の慣性の維持を前提にそのための環境への取組みの貢献という立ち位置になっている。言葉として「経済社会システムの変革」と書かれているが、内容が曖昧。「社会転換」という方向性を明確に打ち出し、既存の経済や社会の根本の構造を転換し、未来に向けて代替的な経済や社会を用意していくことが必要であることを示す必要があるのではないか。少なくともそうした視点での議論がないまま、この計画をつくられているとしたら、代替的な経済や社会を創造していこうとしている動きがあることをきちんと調査し、把握することを今回の計画に位置付け、次のような環境基本計画のテーマを「未来に向けた本気の社会転換：代替的社会の創造への歩みだし」等としていけるようにすべきと考える。社会を一気呵成に転換しようとするハードランディング（急激な着陸）だと、弱きものが"痛み"を受けるかもしれない、それでは本末転倒となる。これまでの社会を維持しつつも、それを補完する代替的な社会を並立させ、重層的な状態を作っていくというソフトランディング（軟着陸）ことがひとまず必要ではないか。
2	(全体)	(全体)	全体を通じて、レジリエンスや気候変動適応に関する施策の方向付けが弱い。
3	(全体)	(全体)	格差や貧困、ストレスやひきこもり等の問題についても課題認識や政策の打ち出しが必要と考える。
4	(全体)	(全体)	「第五次環境基本計画 中間とりまとめ」において、環境政策に経済・社会課題の同時解決という視点が織り込まれた点を歓迎する。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
5	(全体)	(全体)	わが国ではCO2排出量の約9割がエネルギー起源であることから、環境政策はエネルギー政策と密接な関係にあると言え、現行の環境基本計画でも「エネルギー政策の検討と表裏一体で進め」る認識が示されているところである。今般の計画改訂にあたってはこの視点は維持すべきであり、エネルギー政策との関係が深い項目については、現在、経済産業省で検討が進められている「エネルギー基本計画」の策定とも十分に連携を取って歩調を合わせていただきたい。
6	(全体)	(全体)	環境基本計画は、政府全体の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものであり、策定にあたっては閣議決定が予定されている。一部の関係者や専門家だけに通じる表現や理論構成では、他の関係省庁から十分な理解を得られないのではないかと懸念される。重要なのは全体のバランスの中で考えることであり、かつ、計画の内容を全国の自治体や企業、国民にも理解できるよう平易な表現で分かりやすく解説し、共感を得て、共に取組みを進めていけるよう、国は後押ししていくことが大切である。
7	(全体)	(全体)	一方で、計画の実効性を高めるには、理念や目標の明確化だけでなく、自治体・企業・国民などそれぞれの主体が活動する、地方を含めた現場での取組みに沿うことが重要である。現場がどのような課題に直面しているのか、各主体で実施可能な解決策としてどのような施策が考えられるのか、実際に取組みを行うこととなる現場の“生の声”をヒアリングしたうえで、中央環境審議会総合政策部会を中心に引き続き丁寧な議論を行い、その結論を計画に盛り込んでいくことが実効性を確保するカギになる。
8	(全体)	(全体)	なお、計画策定後は、全国の自治体・企業・国民への理解浸透を図るため、広報や周知を丁寧かつ確実に行うよう努めていただきたい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
9	(全体)	(全体)	<p>1. 環境基本計画を形成するに当たっての重要な視点</p> <p>1) パリ協定、SDGsという日本もコミットした取り決めにより、現在が日本も含めた人類・文明の大転換期であることを決定づけていると認識する。</p> <p>2) とりわけパリ協定の2 気温目標とそのため「今世紀後半までに人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる」という科学に裏打ちされた目標は、数十年のうちに、化石燃料にほとんど依存しない社会に大転換するというチャレンジ(脱炭素)の必然性を示しており、それに向かう方向性を基本計画は明確にすることが重要である。</p> <p>3) 環境・社会・経済の統合的な向上という理念は、SDGsの考え方に合致するのみならず、必要となる経済社会システム、ライフスタイル、技術などにおける様々なイノベーションが、新たな社会発展の様々な好循環をもたらす機会、いわば社会発展オポチュニティ(以下、単にオポチュニティという)をもたらすことを強調することが重要である。</p> <p>4) そのようなオポチュニティを逃さず、それを活用・発展させ、環境・社会・経済のよい好循環を生み出す個別政策、取組を今後形成していくための中長期的な枠組みを基本計画が与えること、「いわば攻めの環境政策」という視点・メッセージが重要である。</p>
10	(全体)	(全体)	<p>エネルギーミックスでは、2030年時点で原子力を再エネとほぼ同様に活用することとしており、環境基本計画でも原子力に係る記載をすべき。</p>
11	(全体)	(全体)	<p>日本の排出量の世界シェア、日本の技術の国際貢献余地を踏まえ、国として、国内に視点を偏らせることなく、グローバルな視点で大幅削減を目指して取り組んでいくことの重要性を一層、記載すべき。</p>
12	(全体)	<p>ポンチ絵の「具体化のイメージ：6つの重点戦略」</p>	<p>改善を求む。これまでの環境基本計画より後退してしまったように見える。連携先(国土、経済社会、国際、技術、暮らし、地域、国土)に目がいており、環境(政策)自身が消えてしまっていないか!何のためのパートナーシップか。「新たな成長」「持続可能な社会」であれば、その意味するところを、もっと環境面から見て具体的に表現してほしい。低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会、という3本柱も見えなくなった。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
13	(全体)	(全体)	環境は、社会や経済の基盤であると認識し、人類・文明の転換期にふさわしい積極的にリーダーシップをとる、あるいはあらゆる政策の基盤となるような視点を示すものであってほしい。経済ファーストでも、その長期的基盤には環境があること、経済と環境を両立するビジョンに取り組んで欲しい。
14	(全体)	(全体)	生物多様性やアニマルウェルフェアといった、人間以外の生きものへの視点が希薄になってしまったように思われた。日本の自然観は世界から期待されているところでもあり、そうした文化性も深めながら、倫理的な面も含めて世界に誇れるビジョナリーな計画としてほしい。経済面のみであれば海外からの評価は限定的であろうし、実際上も片手落ちだろう。
15	(全体)	(全体)	国内・国際情勢を踏まえて、持続可能な社会を目指す全体的な方向性は当然異論はない。人口減少社会にむけ、経済・社会構造の転換が必須条件であることは周知の事実であろう。現状認識で、地球温暖化への対策がまったなしの状況であり、生物多様性への危機が愛知目標達成までの期間で改善していない現状であるとの認識も異論はない。ただし、最近の、生物多様性への第4の危機（地球温暖化）への対応のための行為が、第1の危機（開発）になっている現実もしっかりと認識してほしい。何を守るのかという本末転倒な事態が、特に再生可能エネルギーの推進では散見されるようになっている。守るべき場所と開発する場所の自然科学的な根拠をもったゾーニング（土地利用計画）も重要だと考える。
16	(全体)	(全体)	日本の自然環境の個性として、人の居住地が河川の氾濫原であることの認識をもう少し深く認識する必要がある。災害は必然であり、自然の時間軸ではこうした現象は必要不可欠な自然現象でもある。このことを基本に、災害を受け流すという発想のもとでのグリーンインフラ整備という視点も拡充して頂きたい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
17	(全体)	(全体)	<p>全体に何が課題で具体的にどのような政策を打っていくのか市民目線でわかりにくいと思った。中間とりまとめは一定の理解ができたが、率直なところ、そのエグゼクティブサマリーである概要を読むとよくわからなくなった。理由は以下のとおり。</p> <p>A：世界の状況、日本の状況が市民生活に今後どれほど差し迫った影響があるのか、伝わってこない。 個人的には、世界人口が2050年には97億人に増加、所得が同2.7倍に増加しより豊かな生活を享受したい人が増え、さらに急激な都市化(都市人口が約7割に)が見込まれる中で、エネルギー、鉱物資源、食料、水、インフラが世界中で不足していくこと。そのことは市民生活を脅かすような地球の限界と想定され、今から手を打つ必要に迫られていると言ってもらえればわかりやすい。</p> <p>B：6つの重点戦略がその骨子だけでは具体的にどのような政策に結びついていくのかよくわからない。 6つの分野毎に、環境省がどの省庁と連携協働し、具体的な目標、KPI、戦略ロードマップを作成するとともに、市民・自治体・企業・国などの主要ステークホルダーが各々どのような取り組みをしていくか、行動計画にまで落とし込まないと、社会・経済・環境を統合した政策にならないのではないかと危惧する。 全体として本件は、環境問題への国民、自治体、企業、国のマインドセットの基本的問題であり、そこを根本的に変革することが必要であると関係者で合意されれば、経済・社会問題との環境問題の統合化が成し遂げられるように思う。 わかりやすい考え方と言葉を用いて一般市民レベルでも腑に落ちるような政策案の展開をお願いしたい。</p>
18	(全体)	(全体)	<p>より具体的には、欧州委員会が昨年はじめに打ち出したサーキュラーエコノミー(CE)包括政策が政策として参考例になると思う。EUが新たな成長を目指すために、環境・社会課題解決を統合した経済政策を具体的に発表しており、政策としては学ぶべきところが多い。ぜひ日本版CE政策をこの機会に検討し、新たな成長を通じて、持続可能な社会・循環共生型社会を国全体でつくっていく契機になればと思う。</p> <p>各論の一例ですが、日本の一般廃棄物のリサイクル率は過去10年間ほぼ20%程度の横ばいで推移している。一方、欧州の自治体廃棄物について、直近で約40%のリサイクル率を2030年には65%にする案を欧州委員会は発表している。(欧州議会は70%を主張中)このことは、日本では家庭ごみのリサイクル率を高めることの価値が社会全体で共有化されていないのに対し、欧州では経済政策としてもリサイクル率を向上していくこと社会的価値が共有されていると言える一例である。そして、この課題は単に自治体だけの問題や責任ではなく、日本ではどのように対処していくべきか社会全体で道筋を考えないといけないし、プラスチックリサイクルの技術発展や資源の海外流出などの社会課題にも関わる問題だと思う。</p>
19	(全体)	(全体)	<p>これまでの環境保護活動では、<input type="text"/>を守れ、<input type="text"/>の基準を設けて守れ、<input type="text"/>を保護または駆除しるとの方針ばかりで、プロジェクトを実行するとの発想が多少かけている部分があったかと思う。これからは環境復元プロジェクトと言うのを検討してはどうか？具体的には海岸護岸を自然環境に近い形に改善するとか、人工干潟を作る。人工砂浜を作ると言った形で、それと特定外来種の攻勢はどうしても防ぐことができないと思われるので、どこか海岸から30キロほど離れた地域に人工島を作って、そこで日本原産だけの生物だけを移住させるプロジェクトを実現すべきだと思う。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
20	(全体)	(全体)	<p>随所に、「環境と経済・社会の統合」が強調されている。確かに、現在の環境問題の課題はそのように対処しなければならなくなっていることは理解できるが、これまでの環境(公害)対策の不徹底さがそうした事態を引き起こしている側面もあるのではないか。</p> <p>環境の果たすべき役割として、「新たな成長」を牽引することが必要とされているが、裏を返せばそれだけ現在の環境(公害)問題は深刻になっている、例えて言えば「全身疾患」に陥っているということ。全体の対策と個別の対策の統合が、より一層重要になっていると思う。</p> <p>いわゆる「四大公害」が完全に解決されていないうえ、新たな公害としての温暖化問題や放射線物質の問題が焦眉の課題となっている。今後一層、汚染者負担の原則や予防原則等の徹底が必要である。</p> <p>過去の公害による被害者が取り残されているだけでなく、微小粒子状物質等による新たな健康被害者も増加している。生命の絶対的価値と、環境優先の政策を確立すべきである。</p> <p>「今こそが時代の転換点」「経済社会システムの変革が不可欠」とされている。従って、かけがえのない生命と環境をまもるため、わが国の経済優先・利益追求第一となっている「経済社会システムの変革」の具体化及びその実践を期待する。</p>
21	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 一つ目の	<p>「近年、世界中で... ~ 毎年のように報告されている。気候変動は、既に人類の存続基盤である環境に深刻な影響を及ぼしており、今後、温暖化の程度が増大すると、...」</p> <p>「近年、世界中で...、 ~ 毎年のように報告されている。これらは、気候変動と因果関係があり、既に人類の存続基盤である環境に深刻な影響を及ぼしている、との指摘がある。今後、温暖化の程度が増大すると、極めて深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響をもたらすおそれがある。」</p> <p>理由 極端現象の頻度・程度が実際に拡大しているのか、これらが温暖化だけによるものなのかは、現状では断定できないため。</p>
22	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 一つ目の	<p>近年の極端な気象現象がすべて気候変動によるものとは断定できない。可能性を指摘する記載に変更すべき。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
23	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 一つ目の	冒頭、十分な科学的説明がないまま、極端な気象現象と地球温暖化との関連性を類推させ、温暖化による環境への不可逆的な影響への懸念を示す記述がある。第1章は、事実関係について、客観的に記述する箇所と承知しており、当該記述が適切とは言い難い。今後、答申の策定に際しては、事実関係に係る記述や引用、総合政策部会としての見解を丁寧に書き分けていただきたい。 とりわけ、気候変動については、種々の不確実性が介在し、さらなる科学的知見の蓄積が求められているところ、事実関係を記述するにあたり、細心の注意を払っていただきたい。
24	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 四つ目の	(プラネタリー・バウンダリーに関する節) 全文削除すべき。 理由 「1. 世界の環境に関する状況」では、国際機関や公式会合における議論等の客観的な事実が記載されている中、左記文章は一つの研究成果が他の客観的事実と同列に記載されており、科学的確信度が高いとは言い難いため削除。
25	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 四つ目の	「プラネタリー・バウンダリー」の考え方及び研究を国際的に信頼性の高いIPCCやUNEPの報告書と同等に扱っており、事実関係を記載すべき本取りまとめの第1章において記載することは恣意性を感じる。ましてや、例として示した当該研究の結果を用いて「地球の限界の中でも豊かな暮らしをいかに追求するかが、この研究成果から求められている」と結論付けることは不適切である。従って当該段落は削除すべきである。
26	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 四つ目の	「プラネタリー・バウンダリー」との考え方を参照し、人間が安全に活動できる範囲を超えるレベルに達しているとの分析を紹介した後、当該記述を根拠に一定の方向性が示された。著名な研究であるという理由だけで、一研究をIPCCやUNEPといった国際機関の報告書と同列に扱い、かつ、例示にすぎない当該研究から、一定の方向性を導き出すことは適切ではない。答申では、「プラネタリー・バウンダリー」の引用を控えるべきである。とりわけ、この考え方に基づき、具体的な数値目標を掲げ、現在に向けてバックキャストして硬直的に進捗管理することがないようにしていただきたい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
27	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3、P9 四つ目の	社会の変化の中にいかに環境価値を「可視化」した形で取り込んでいくかが重要であり、とりわけ、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）論が警告する、取り返しのつかない事態にならないようにするため、「経済」それ自体の考え方が変革されなければならない場面に来ていると考える。しかし、その観点は、中間取りまとめ3pにおいては示されているものの、後半の具体的施策においてはトーンダウンしているように見受けられる。依然として、従来の経済構造を前提とした「発展」「新たな成長」をベースに考えているのでは無いか、という懸念がぬぐえない。（具体的に言えば、概要下部の「新たな成長」に違和感を持った。本文9pでは「環境・経済・社会の諸課題は深刻化だけでなく複合化しているため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することが可能となる。これと上記のあらゆる観点からのイノベーションの創出を合わせることにより、環境政策が将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を牽引することが可能となる。」との説明があるが、これは合理的な根拠・理由がある記述ではなく、希望的観測のように感じられる。）
28	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 四つ目の	プラネタリー・バウンダリーの考え方に照らした、政策対象の拡大・深化 ・目指すべき社会が「持続可能な社会」であり、環境、経済、社会の統合的向上であることから、さまざまな要素の持続可能性を、それぞれの優先度を踏まえつつ確保していく必要がある。 ・この観点にたてば、プラネタリー・バウンダリーで示されたLand system changeやbiochemical flowsなど、現在の政策・基本計画では、その位置づけが必ずしも明確でない、あるいは、不十分な要素がある。 ・それらの要素については、6つの重点戦略や安全安心、SDGsとの関連を明確化し、政策が不十分と思われるところは、今後、政策の見直し、対応する個別計画の策定等の検討を進めていくことを示すことが有益である。
29	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3、P12	四つ目 “例えば” 以降とP12一つ目 “地球の限界” 以降：P3では例えばとしつつP12では主要課題の根拠になっており不整合。P12の該当箇所を削除すべき。
30	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 四つ目の	「例えば」以降でプラネタリー・バウンダリーが紹介され、「この研究成果から求められている。」としているが、地球環境に関する一つの考え方であり、環境政策の方向性を示す根拠としての記述することは不適切であり、削除すべき。また、脚注にある白書においてもプラネタリー・バウンダリーは本文に記載は無く、コラムとして一つの研究として紹介されているだけであり、この点からも不適切である。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
31	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P3 四つ目の	「世界における環境全体の状況に関して、人間活動に伴う地球環境の悪化はますます深刻になってきており、我々の活動自体が危機に瀕しているとの認識が高まっている」ことの理由付けとして、“地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）”を引用しているが、あくまで一研究成果であり、それをもって全体の方向性が決まるものではなく、当該部分の引用はなじまないのではないか。
32	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 一つ目の	<p>【 「脱炭素社会」ではなく「低炭素型社会」の構築を】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次計画の策定以降の世界の動きとしては、「SDGs（持続可能な開発目標）」に将来の目指す姿として「持続可能な社会」が掲げられた。また「パリ協定」において世界全体の平均気温の上昇幅を2℃未満に抑えることや、温室効果ガスの排出量と吸収量を今世紀後半に均衡させることが合意された。ここまでは事実に沿った内容であるが、それを本文で記述されているように「世界全体での脱炭素社会での構築に向けた転換点となった」と評価するのは書き過ぎではないか。温室効果ガスの「排出ゼロ」が合意された訳ではない。 ・ 産業部門や農業部門の中には、製品や作物の生産に付随して排出される不可避な温室効果ガスがある。また商工会議所の会員企業の中にも、地球温暖化対策に少しでも貢献しようと工夫を凝らしている石油・石炭・天然ガスなど化石燃料を扱う一次エネルギー事業者が少なからずいて、「脱炭素社会」が構築される場合の影響は極めて大きいと言える。 ・ ここに評価を書き加えるのであれば、本文を「世界が持続可能な低炭素型社会へと移行していくことが期待される」との表現に修文することが適切と考える。
33	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 二つ目の	<p>「人為起源の発生源のCO₂累積排出量と予測される世界平均気温の変化量の間にはほぼ比例の関係があることから、パリ協定の目標を達成するためには、累積排出量を一定量以下に抑える必要がある。」</p> <p>【 パリ協定で採用されなかった「カーボン・バジェット」の導入には反対】</p> <p>パリ協定に関する記述箇所「パリ協定の目標を達成するためには、累積排出量を一定量以下に抑える必要がある」とカーボン・バジェットの考え方の必要性が論じられている。そもそもパリ協定の交渉過程ではカーボン・バジェットの概念は採用されなかった経緯がある。現段階で国内でも賛否さまざまな意見がある中において、カーボン・バジェットの記述は削除することが適切と考える。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
34	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 二つ目の	<p>「協定では、途上国も含め、全締約国が参加する国際枠組みとして史上初めて合意され、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点となった。世界共通の長期目標として、世界全体の平均気温の上昇を2より十分下方に保持するとともに、1.5に抑える努力を追求することや、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること等も言及されている。</p> <p>前項で述べた通り、・・・パリ協定の長期目標を達成するためには、・・・。加えて、...「グローバル・ストックテイク（世界全体の実施状況の検討）」という仕組みが設けられた。また、主要排出国を含むすべての国が自主的な削減目標を5年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けることとなった。こうした全ての国の参加を確保しつつ...」</p> <p>理由 パリ協定の意義を重要性の順に記載（長期目標は、全締約国が参加する枠組みの後）。COP21での合意事項に基づき表現ぶりを変更。</p>
35	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 二つ目の	<p>パリ協定の最大の意義は、途上国も含め全締約国が参加する枠組みができたこと。これを示すよう、記載順を先にすべき。</p>
36	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 三つ目の	<p>「2016年5月、G7伊勢志摩サミットの首脳宣言では、（中略）G7として、国内政策及びカーボンプライシング（炭素の価格付け）などの手段を含めた、排出削減活動へのインセンティブの提供の重要な役割を認識した。」</p> <p>【 規制的手法による新たな「カーボンプライシング」導入には反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わが国のカーボンプライシングについては、既にエネルギー諸税で実質的にCO₂/tあたり約4000円の負担が課せられており、さらにFIT（再エネ固定価格買取制度）の負担も含めると、国際的に見ても高い水準にあると言える。 ・ こうした状況にあって、大型炭素税などで更に税額を上乗せすることになると、電気代など光熱費の更なる上昇を招き、地域の中小企業の経営に多大な影響を与えかねない。こうした負担は、光熱費割合の高い業種や所得の低い小規模事業者などに、より大きな影響を与えることにつながり、公平性や逆進性の観点からも望ましいとは言えない。 ・ 排出量取引制度についても、諸外国の事例を冷静に分析する必要があり、適切な水準で各業界に公平にキャップを割り当てる仕組みが本当に出来るのか、慎重に検討する必要がある。 <p>以上を踏まえ、商工会議所としては、直ちに新たな追加的措置としての規制的なカーボンプライシング施策の仕組みを導入する地合いにはないと考えており、導入には反対の立場である。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
37	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 四つ目の	2017年G7環境大臣会合に関する記述は、米国がパリ協定脱退表明後の最初の首脳会合であるG20首脳会合に差し替える必要がある。また、G20の合意内容だけでなく、米国とそれ以外の国のコミットについて併記することが適当である。米国のパリ協定脱退表明及びそれに対する各方面からのコメントを以って、世界が一つの潮流にあるかのような文脈とすることは適切ではなく、削除すべきである。
38	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P4 四つ目の	中間取りまとめにおいて、G7やG20等の最新の首脳会合の結果を記載することなく、2016年のG7伊勢志摩首脳宣言や2017年のG7環境大臣会合のコミュニケを記載することに疑問無しとしない。答申において、米国の政権交代後の動向を紹介するのであれば、G20首脳会合に差し替え、G20としての合意内容、米国とそれ以外の国のコミットにつき記述することが適当である。 また、米国のパリ協定離脱に関連して、「今後の環境政策の展開の基本的考え方」に対応する章等に、米国の気候変動・エネルギー政策が地球温暖化対策にかかる国際協調に与える影響等を総合的に分析し、戦略的に対応していく必要がある旨を、明記すべきである。
39	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P5 一行目	「米国は、これらコミットメントに加わらないとしつつも、気候変動枠組条約の締約国としてCO2削減に引き続き取り組む姿勢を示した。」は、以下のとおり修正すべき。 「米国は、これらコミットメントに加わらないとしつつも、気候変動枠組条約の締約国としてCO2削減に引き続き取り組む姿勢を示した。 <u>世界二位の排出量である米国のパリ協定からの離脱が協定の枠組みを実効性のないものにしないか、米国の取り組み状況を把握していく必要がある。</u> 」 理由 パリ協定の2.1.5 目標について、実質的に意味がなくなる可能性を記載。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
40	第1部 第1章 1. 世界の環境に関する状況	P5 二行目	米国の離脱がパリ協定の枠組みを実効性のないものにしないか、状況を把握する必要性を追記すべき。
41	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 五つ目の	<p>「温室効果ガス排出量は、電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善により、2013年以降2年連続で減少している。一方で、原子力発電所の運転停止の長期化等により、電力由来二酸化炭素排出量に占める石炭火力発電の割合は引き続き増加傾向にあり、さらに石炭火力発電所の新增設が数多く計画されている。」は以下のとおり修正すべき。</p> <p>「我が国のエネルギー政策においては、「安全性」を前提に、「安定供給」を第一とし、「経済効率性」、「環境への適合」を図ること(3E+S)を基本的視点としており、重要なベースロード電源に位置付けられる原子力・石炭火力を活用すると同時に、国民負担抑制の観点も踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るものとされている。このような政策的位置づけの下、温室効果ガス排出量は、省エネの進展等に伴う電力消費量の減少や、火力発電の高効率化、一部の原子力発電所の再稼働、再生可能エネルギーの導入拡大などに伴う電力の排出原単位の改善により、2013年以降2年連続で減少している。」</p> <p>理由 <環境の状況>において、電力等のエネルギー分野での状況説明に入る前に、エネルギー基本計画の概要を記載し、エネルギー政策における「環境」の位置づけを明確化。 また電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善は、国民や事業者の努力の下に達成が可能であり、さらに電力由来二酸化炭素排出の削減についても、特定電源の対策だけでなく、省エネの推進や原子力を始めとした非化石電源の活用、火力発電の高効率化などの対策を3Eの観点を踏まえて行っていくものであるとの趣旨を記載すべき。 なお、石炭火力発電の記載箇所については、原子力停止に伴い、あたかも石炭火力のみが急増したかのように書かれており、また新增設についても石炭火力のみを特出しすることは、誤解を招く表現であるため削除。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
42	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 四つ目、五つ目の	わが国の環境の状況を記載するにあたっては、エネルギー政策の要諦であるS+3Eに言及した上で、約束草案のベースとなっている2030年のエネルギーミックスの概要を紹介するとともに、ベースロード電源である石灰火力や原子力、再生可能エネルギー等についてS+3Eのバランスのとれた記述とすべきである。その際には地球温暖化対策計画と整合するよう書きぶりを慎重に検討する必要がある。例えば、石灰火力発電所の新增設計画のこのみに触れるのではなく、エネルギー基本計画の中で石炭が「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されており、高効率石炭火力発電の有効利用等により環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」と位置づけられている点も加筆すべきである。また、再生可能エネルギーについて、「最大限の導入」と「国民負担の抑制」はエネルギー政策上では対と扱われており、この点も明記すべきである。加えて、再生可能エネルギーの導入拡大に固定価格買取制度が果たした役割が記載されているが、同制度は同時に電気料金の急上昇を引き起こし、事業活動や家計に大きな影響を与えた結果、法改正を余儀なくされたという側面があることも明記すべきである。
43	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5、P6	わが国のCO2排出量の約9割は、エネルギー起源であり、地球温暖化対策とエネルギー政策は表裏一体の関係にある。中間取りまとめでは、エネルギーに関する記述は環境側面に特化した簡略的な記述にとどまるが、答申では、エネルギー政策の要諦であるS+3Eに言及し、約束草案のベースとなっている2030年のエネルギーミックスの概要を紹介した上で、原子力をはじめとした各エネルギー電源について、3Eのバランスをとってしっかりと記載すべきである。例えば、石炭火力のみを切り出した記載は誤解を招く可能性がある。電力由来のCO2排出削減は、石炭火力といった特定電源の対策だけで進めるのではなく、原子力をはじめとした非化石電源の活用や、発電設備の高効率化などの対策を3Eの観点を踏まえて行っていくものであり、石炭火力のみを特記することは国の計画として相応しくないため、見直すべきである。関連して、「電力由来CO2排出量に占める石炭火力発電の割合が引き続き増加傾向にある」との説明は、関係業界の認識と異なるため、事実関係を確認し、正確に記載されたい。また、再生可能エネルギーについて、その最大限の導入をわが国として目標に掲げているとの記述には、国民負担を最大限抑制するという主旨を加筆し、エネルギー政策との整合を図る必要がある。加えて、再生可能エネルギーの導入拡大に固定価格買取制度が果たした役割を記載する場合は、同制度は同時に、電気料金の引き上げをもたらし、事業活動や家計に大きな影響を与えていることは、わが国にとって重要な課題であるため、明記しなければならない。
44	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 六つ目の	国のエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しで、エネルギー政策の要諦とされている「3E」のバランスを欠いた表現や、経済成長の視点の重要性が欠けた記載が散見される。国の他の計画等との整合を図るべき。 (具体例) (六つ目の)再生可能エネルギーについて、その最大限の導入を我が国として目標に掲げているところ、

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
45	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 五つ目の 1文 目	「温室効果ガス排出量について、省エネ等による電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善（再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等）に伴う電力由来のCO ₂ 排出量の減少により、2013年以降2年連続で減少している」旨の記載にすべき。
46	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5	国の環境の状況の冒頭を、電力由来以外の排出量を含めた総括的な内容とすべき。
47	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 五つ目の 2文 目	“電力由来のCO ₂ 排出量に占める石炭火力発電の割合は増加傾向”は、発電所の新增設が石炭火力だけのよう誤解を与える。全文削除すべき。
48	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 2. 我が国の環境に関する状況 <環境の状況> 一つ目、二つ目の	原子力発電所、石炭火力発電所、再生可能エネルギーに言及されているが、国のエネルギーセキュリティ（エネルギー政策）との整合についても触れて頂きたい。
49	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 五、六つ目の	中間取りまとめでは、エネルギーに関する記述は、個別の環境側面のみで特化した簡略的な記述にとどまっている。地球温暖化対策とエネルギー政策は整合されるべきで、実際、2030年度の中期目標（約束草案）についても、エネルギー基本計画及び同計画に基づく2030年のエネルギーミックスがそのベースになっている。したがって、今後の答申では、エネルギー政策の要諦である3E+S（安定供給、経済性、環境適合性 + 安全性）に言及し、エネルギーミックス（原子力、火力（石炭、LNG等）、再生エネ等）の概要も紹介した上で、総括として、3E+Sのバランスとれた記述内容とすべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
50	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5	昨年開催された「火力発電に係る判断基準ワーキンググループ」において、火力発電所の新增設については、LNG火力も多数あり、石炭火力に偏ったものではない点を示されている中、現行の記載内容は誤解を招きかねない。地球温暖化対策に加え、エネルギーセキュリティや経済性の観点から最適な電源構成を目指す「3E」の視点も欠けており、エネルギー政策とバランスのとれた記載をしていただきたい。
51	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5	「一方で、原子力発電所の運転停止の長期化等により、電力由来CO2排出量に占める石炭火力発電の割合は引き続き増加傾向にあり」とあるが、2014年は大半の原発が停止しているにもかかわらず、CO2排出量も若干の減少に転じた。省エネの効果と再エネの拡大に起因すると環境省も分析しているとおりのため、記述に加えるべきではないか。
52	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 下から5行目	「温室効果ガス排出量について、電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善により、2013年以降2年連続で減少している。一方で原子力発電所の運転停止の長期化等により、電力由来二酸化炭素排出に占める石炭火力発電の割合は引き続き増加傾向にあり、更に石炭火力発電所の新增設が数多く計画されている。」とあるが、電力由来二酸化炭素排出の削減は、特定電源の対策だけで進めるのではなく、S+3Eの観点を踏まえ、省エネの推進や原子力をはじめとした非化石電源の活用、火力発電の高効率化などの対策を行っていくものである。また、電力由来二酸化炭素排出に占める石炭火力の割合は震災以前のほうが高いが、排出量自体は震災前のほうが現状よりも少ない。問題の本質は、原子力の長期停止によりCO2排出が震災前に比べて増えている状況が続いていることであり、CO2排出に占める石炭火力発電所の割合が増加していることではないことから、そのような記載は削除すべき。
53	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 下から5行目	「石炭火力発電所の新增設が数多く計画されている」とあるが、環境省ホームページに記載のある手続き中の環境アセスメント事例を見る限りLNG火力発電所も同等程度少なからず計画されているにも係わらずその事実には言及していないのは、石炭火力発電所のみが多く計画されているかのような誤解を招くので、削除すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
54	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画の概要(3E+Sが基本的視点、ベースロード電源として位置づけられる原子力・石炭火力の活用等)を記載し、エネルギー政策における「環境」の位置づけを明確化すべき。 ・「一方で、」以降については、原子力停止に伴い、あたかも石炭火力のみが増加したかのように書かれており、また新增設についても石炭火力のみが数多く計画されているわけではないため削除すべき。
55	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P5 五つ目の	<p>個別具体的な事業分野(電力)における、特定の電源のみ(石炭)を恣意的に取り上げている箇所があり、国の基本計画として相応しくない記載があるため、削除すべき。また関連して、「電力由来CO2排出量に占める石炭火力発電の割合が引き続き増加傾向にある」との説明は、電気事業連合会としての認識とは異なるため、事実関係を確認されたい。</p> <p>(具体例) (p5・五つ目の)</p> <p>原子力発電所の運転停止の長期化等により、電力由来CO2排出量に占める石炭火力発電の割合は引き続き増加傾向にあり、さらに石炭火力発電所の新增設が数多く計画されている。</p>
56	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P6 一行目	再生可能エネルギーについて、「一層の導入拡大の傾向が見られる」とあるが、これまでに急増したのは太陽光発電にかなり偏っている傾向がみられ、その他の分野についてはもっと大幅な拡大を目指せる。こうした現状をふまえた修正が必要ではないか。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
57	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P6	「パリ協定を踏まえ、達成すべき中期目標として 2030 年度に 2013 年度比 26% 削減を掲げるとともに」とあるが、中期目標はパリ協定採択よりも前に設定した目標であり、「パリ協定」をふまえれば、世界全体で目標を足し合わせてもパリ協定で求める水準には達せず、とりわけ低い目標設定としている日本の「2013 年度比 26% 削減」は見直し、もっと野心的な目標へと再設定することが求められる。したがって、この部分は「パリ協定をふまえれば」ではなく、「COP21 よりも前に設定した」との修正が必要ではないか。
58	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P6 一つ目の (13 行目～18行目)	「2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では「環境・経済・社会の統合的向上」等を基本的な考え方として地球温暖化対策を推進していくこととされた。我が国においては、パリ協定を踏まえ、達成すべき中期目標として2030年度に2013年度比26%削減を掲げるとともに、目指す方向性を示す長期目標として2050までに80%の温室効果ガス削減を掲げている」とあるが、地球温暖化対策計画に基づき、長期目標の前提条件である「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら」を明記しておくべき。
59	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況	P6 一つ目の (18 行目～20行目)	「また、石炭火力を含む電気事業分野については、電力業界の自主的枠組みと政策的対応により実行性を担保するとともに、進捗状況の評価を行うこととされた。」とあるが、「石炭火力を含む」の文言は以下の理由により削除すべき。 ・電力業界の自主的枠組みは石炭火力だけではなく、原子力やLNG火力、再エネ、省エネ等に関する様々な取り組みを推進し、電力の低炭素化を目指していくものであり、石炭火力の特記には違和感がある。 ・地球温暖化対策計画にも「石炭火力を含む」といった文言はない。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
60	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 一つ目の 17行目	2030年エネルギーミックスが前提になっている中期目標に対し、長期目標は目指すべき方向性やビジョンであり、地球温暖化対策計画に記載されている「地球温暖化対策と経済成長の両立」、「イノベーションによる解決の最大限の追求」等の前提が重要であることから、地球温暖化対策計画から引用されていることを明記していただきたい。
61	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 一つ目の	「また、」以降については、特定の事業分野（電力）のみを記載することは不適切であり、削除すべき。
62	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の	中期目標と長期目標の位置づけの違いを、簡略化されてはいるが、明確にした点を評価する。2050年長期目標の3条件・3原則は、地球温暖化対策に取り組むにあたり極めて重要なポイントであるため、答申には省略せずに明記すべきである。また、政府として、地球温暖化対策計画に沿って、まずは中期目標の達成に尽力する旨を強調するとともに、中期目標が2030年のエネルギーミックスが前提となっており、わが国として最大限とり得る対策を積み上げたものである点を追記すべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
63	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の	長期目標については、地球温暖化対策計画に記載されたいわゆる3条件・3原則は極めて重要であり、その全文を明記すべきである。中期目標についても2030年のエネルギーミックスが前提となっている点を記述すべきである。
64	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の 五行目	「長期目標として2050までに80%の温室効果ガスの排出削減を掲げている。」は「 <u>地球温暖化対策と経済成長を両立させながら長期目標として2050までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。</u> 」と修正すべき。 理由：地球温暖化対策計画に基づき、長期目標の前提条件を明記しておくべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
65	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の 六行目	「また、石炭火力を含む電気事業分野については、電力業界の自主的枠組みと政策的対応により実効性を担保するとともに、進捗状況の評価を行うこととされた。」は全文削除すべき。 理由：国の環境基本計画において、特定の事業分野（電力）のみを取り上げて記載するのは不適切であるため削除。
66	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の	個別具体的な事業分野（電力）における、特定の電源のみ（石炭）を恣意的に取り上げている箇所があり、国の基本計画として相応しくない記載があるため、削除すべき。また関連して、「電力由来CO2排出量に占める石炭火力発電の割合が引き続き増加傾向にある」との説明は、電気事業連合会としての認識とは異なるため、事実関係を確認されたい。 (具体例)(p6・三つ目の) 石炭火力を含む電気事業分野については、電力業界の自主的枠組みと政策的対応により実効性を担保するとともに、進捗状況の評価を行うこととされた。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
67	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の	“政策的対応”：内容が曖昧。「省エネ法、エネルギー供給構造高度化法」に変更すべき。
68	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の	地球温暖化対策に関する中期目標と長期目標 ・2030年度の中期目標は、これまでに実現可能性等の評価がなされ、着実に実行する計画である。産業界が自主的に推進する低炭素社会実行計画も、産業部門対策の中にその柱として位置付けられており、電機業界としても同計画を着実に推進している。一方、2050年度の長期・数値目標は、2030年度の中期目標とは異なり、今後、具体的な対策を十分議論し、評価等の裏付けを積み上げていく必要があることをしっかりと記述すべきである。
69	第1部第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 三つ目の	地球温暖化対策計画に記載された2050年長期目標の3条件(全ての主要国が参加、主要排出国が能力に応じて排出削減、温暖化対策と経済成長を両立)および3原則(イノベーションの促進、国内投資の拡大・競争力強化、国民の知恵)を当計画に明記していただきたい。 (理由) 地球温暖化対策として、まず、わが国が全力を挙げて取り組むべき目標は、同対策計画に掲げられた中期目標「2030年度に2013年度比26%削減」であると考えます。同時に掲げられた長期目標「2050年度に80%削減」については、あくまで目指す方向性を示したものであり、当目標を記載する場合には、数字が独り歩きしないよう、同計画に記載された3条件(全ての主要国が参加、主要排出国が能力に応じて排出削減、温暖化対策と経済成長を両立)および3原則(イノベーションの促進、国内投資の拡大・競争力強化、国民の知恵)を合わせて明記していただくことが重要と考える。自動車業界としても、引き続き自動車の燃費改善と次世代戦略車の開発をはじめ、エコドライブの啓発活動などを含めた取り組みにより、地球温暖化対策を強力に継続推進していく。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
70	第1部 第1章 2. 我が国の環境に関する状況 <環境に関する取組状況>	P6 四つ目の	“気候変動の影響への適応計画が閣議決定された”は、プラネタリー・バウンダリーの記載と矛盾。説明を追加すべき。
71	第1部 第1章 3. 世界の経済社会の状況、我が国の経済社会の状況	P7 三つ目の	意見投稿者が総務省情報通信政策研究所の検討会（AIネットワーク社会推進会議影響評価分科会）で関与している、AIの急激な普及に伴う社会変化への対応（リスク分析）においては、効率化に伴う環境負荷の削減については考慮されているものの、大量生産・大量消費社会からの変革が、環境負荷との関係でどのような意味を持つのかについては十分な議論が出来ていない。浅野委員のいう「政府の各省がいろんな報告を、ドキュメントとして出しておられますから、それをしっかり分析すれば問題がかなりはっきりしてくる」（第91回中央環境審議会総合政策部会議事録中盤）という言葉から想起したことであるが、裏を返せば、同様の社会構造変化における対策を検討している他の検討会等にも環境基本計画が打ち出す理念がしっかりと参照されることが望ましいと考える。そうすると、「大量生産・大量消費社会からの変革」が、環境価値にとってどのような意味を（単に廃棄物政策というだけでなく）持ちうるのかについて、検討をしたうえで、議論を深める必要があると考える。
72	第1部 第1章 3. 世界の経済社会の状況、我が国の経済社会の状況	P7、8	国内外の経済社会の動向を環境側面から記述しているが、答申での記述に際しては、関係省庁と認識について丁寧に調整いただきたい。事実関係はもとより、「既存のガバナンスでは対処が困難な課題も増えつつある」「新たな社会価値軸が創出される可能性」「経済社会システム全体の再設計等の次なる行動が始まっている」「従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会構造が根底から転換しつつある」等の認識について、記載の妥当性を確認するとともに、記載が妥当な場合は、国民に分かりやすく説明いただきたい。また、日本全体の社会経済にとって、人口減少が大きな社会課題となっており、少子化や地方からの人口流出に対して、国全体で対策を講じることが求められている状況下において、人口減少が環境を改善すると捉えられる表現は、誤解を招く可能性がある。答申では、人口減少に限らず、環境、経済、社会の統合的向上を目指すことを謳っているにも係わらず、環境の改善のために日本が抱える重要課題を容認していると誤解されることがないように、表現を工夫されたい。
73	第1部 第1章 3. 世界の経済社会の状況	P8 二つ目の	環境基本計画において、人口減少にメリットがあるかのような記載とも読め、適切ではないため削除すべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
74	第1部 第2章 まえがき	P8 六つ目の	前文で、環境・経済・社会のバランスについて言及した点を評価したい。一方で、8ページでは、「持続可能な社会」を「低炭素も達成する『循環共生型社会』」や「環境・生命文明社会」と定義している。「持続可能な社会」の定義は、国民にもわかりやすいように、前文との整合を図るべきである。また、中間とりまとめ全体を通して、環境・経済・社会のバランスに配慮した記述となるよう、入念に見直して頂きたい。
75	第1部 第2章 まえがき	P8	目指すべき持続可能な社会の姿を「環境・経済・社会の統合的向上」と定義づけた点は、本基本計画の重要なポイントであり、評価する。 答申では、全体を通して3者のバランスに配慮した記述となるよう、丁寧に記述すべきである。
76	第1部 第2章 まえがき	P8	【 「環境・経済・社会の統合的向上」の徹底を】 ・第2章前文(P8)に「環境・経済・社会のそれぞれの側面を統合的に向上させる対応」と明記されているように、地球温暖化対策の大目的は持続可能な発展であり、「環境」「経済」「社会」3分野のいずれもがバランスよく成り立つことが必要である。 ・この考えに基づけば、P10「環境保全上の効果を最大化しつつ経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせる」の『しつつ』と、P12「環境保全上の効果を最大化することを前提として、経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる」の『前提として』の2カ所の記述については、3分野のうち「環境」だけに大きく片寄っていると解釈されかねない。 ・このため、本文を「環境保全上の効果を最大化することを目指して、経済・社会的課題を解決していく」との表現に修文し、3分野をバランスさせた「環境・経済・社会の統合的向上」を目指していただきたい。 ・同様に、研究成果の1つの事例として紹介されているP12「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との記述についても、3分野のうち「環境」に大きく片寄っていると解釈されかねないため、この事例は削除すべきである。
77	第1部 第2章 まえがき	P8まえがき上から8行目	“未来の危機を見据えて” 危機が訪れるのが避けられないような誤解を与える。削除すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
78	第1部 第2章 まえがき	P8 まえがき	「人類・文明の転換期」という認識 賛同する。環境面の危機は、人口動態面・ライフスタイル面・技術面の変化がその基盤（有名なI=PAT式）であり、その変化速度は世界的に著しいが、中でも日本は課題先進国としての責務と可能性がある。国際的なリーダーとなりうるビジョンを示す環境基本計画であってほしい。
79	第1部 第2章 まえがき	P8 まえがき上から 8行目	“現代の文明のあり方を問い直す” 現代の文明のあり方が、具体的にどこがおかしいのか明確にすべき。
80	第1部 第2章 まえがき	P8 まえがき	「このような状況下において、経済や社会を犠牲にした環境保全はもはや成立しえないし、環境保全を犠牲にした経済や社会の発展もまた、もはや成立しえない。」とありますが、「犠牲」という言葉に大変、違和感がある。「経済や社会のあり方を変えることを考えない環境保全は成立しない」などの表現が適切だと思う。かつての環境基本計画に書かれた大量生産・大量消費や経済至上主義。技術万能主義を批判的に捉え、既存の経済や社会のあり方が環境問題の根本的原因となっている認識は既に過去のこととなったのか。既存の経済や社会の維持を前提にするのではなく、それを転換する視点を強調すべき。
81	第1部 第2章 まえがき	P8 まえがき上から 4行目	「経済や社会を犠牲にした環境保全はもはや成立しえない」 この箇所に違和感がある。健全な生態系基盤の上に社会活動、経済活動が可能であるというプラネタリー・バウンダリーの考え方を強調していただきたい。第2章の冒頭にP12のSDGSの考え方をもっと書いて、SDGs時代は発想を大きく変えないとならないということを印象付けるようにしていただきたい。
82	第1部 第2章 まえがき	P8 まえがき 下から13行目	環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存しているというSDGsに対する認識を踏まえて、「環境・経済・社会との統合的向上を目指す」とする基本的な考え方を支持する。ただし、同段落の上から3行目に、「経済や社会も大きな問題を抱えている。このような状況下において、経済や社会を犠牲にした環境保全はもはや成立しえないし、環境保全を犠牲にした経済や社会の発展もまた、もはや成立しえない。」とあるが、これまでの日本の歴史の中で、環境保全のために経済や社会を犠牲にしたことはないと思料する。長期的な経済成長優先の結果、地球環境の限界に立ち塞がれたのが今日の実態であり、「環境」と「経済・社会」を同列に論じるべきではない。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
83	第1部 第2章 まえがき	P8 まえがき 上から3行目	<p>「このような状況下において、経済や社会を犠牲にした環境保全はもはや成立しえないし、環境保全を犠牲にした経済や社会の発展もまた、もはや成立しえない。したがって、環境・経済・社会のそれぞれの側面を統合的に向上させる対応が強く求められており、以下略」</p> <p>これは第1章の論調と合わないし、SDGsやパリ協定とも矛盾しているため、以下に修正すべきである。</p> <p>「このような状況下において、環境保全を犠牲にした経済や社会の発展は成立しえず、地球の限界を考えた持続可能な発展を追求しなければならない。したがって、<u>持続可能性を大前提に環境・経済・社会のそれぞれの側面を統合的に向上させる対応が強く求められており、</u>」</p>
84	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P8、9	<p>目指すべき持続可能な社会の姿</p> <p>「持続可能な社会」を、「環境・経済・社会の統合的向上を目指し」としながらも、「低炭素も達成する『循環共生型社会』」や「環境・生命文明社会」と改めて説明するなど、論理構成が複雑で、環境の側面を強調していると誤解されかねない。答申では、「持続可能な社会」は、「低炭素・循環・自然共生の調和を図りながら、環境・経済・社会のそれぞれの価値の統合的向上を目指す社会」とするなど、経済の側面にも配慮して 持続可能な社会を定義づけたことが国民に広く理解されるよう、分かりやすく記述する必要がある。</p>
85	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 4、5行目	<p>「環境基本計画で示されている長期的目標の「循環」と「共生」の後に【、「参加」】」を加える。</p> <p>(理由) 長期的目標に掲げられてきた循環、共生、参加を再確認するため。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
86	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 二つ目の	ここでは、環境政策の役割におけるイノベーションの重要性が強調され、「更なる研究開発を通じた技術のイノベーション」などが必要であるとされている。イノベーションが重要であることは異論ないが、それに過度に頼ることは環境問題の解決を先送りさせてさらなる環境の悪化を招くものであり、すでに存在する技術の普及促進を図り、諸外国の事例や研究を踏まえながら、社会システムにドラスティックな改革を起こすことも環境政策の役割であることに言及すべきである。例えば気候変動分野では、既存の技術を用いて、エネルギー効率の悪い旧型機器を最新のものに取り替えたり、断熱改修などの対策を行うことで省エネを推進し、CO2排出量を大幅に削減させることができる。また、現在、43基の石炭火力発電所の新設計画があるが、これらを中止するとともに既設の石炭火力発電所を順次閉鎖させていくような政策を実施することで、イノベーションを待たなくとも効果的な対策を打つことができる。
87	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 二つ目の、 3、5、7行目	下線部のとおり修正 「このため、今後の環境政策が果たすべき役割は、既存の財・サービスの継続的改善といったイノベーションから従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーションまで、経済社会システム・ライフスタイル・技術といったあらゆる観点から環境イノベーションを創出することであると考えられる。とともに、具体的には、更なる研究開発の促進を通じた技術のイノベーションのみならず、 <u>環境負荷の低減に資する新たな技術に対する社会全体のニーズを高める経済社会システム上のインセンティブ設計や消費者や投資家が環境負荷の低い財・サービスを選択できる環境情報の開示・提供を通じた需要側からのイノベーションの創出が重要である。</u> 」 (理由) イノベーションや必要な技術を明確化する。需要側からのイノベーションに必要な環境整備には、情報の開示・提供が不可欠である。
88	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9	循環共生型社会が脱炭素を包含する概念であることの明確化 ・SDGsとパリ協定により、循環共生型社会の具体的な目標がより明確にされたと考えられる。とりわけ、炭素循環については、人為的フローがネットゼロ以外持続可能でないとの認識が共有されたと考える。(ネットゼロ：今世紀後半までに人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること) ・この認識に基づけば、循環共生型社会の概念は、将来的な脱炭素も包含しているといえると考えられる。
89	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 十行目	“環境・生命文明社会”「環境・生命文明社会」がこれまで取り組んでいる持続可能な社会とどう異なるか明確にすべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
90	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 三つめの	「環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することが可能となる」との記述がある。環境政策の理想ではあるが、答申では、環境面からの対策が、経済・社会に悪影響を与えることが無いよう留意すべきである点も併記されたい。
91	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9	<p>環境、経済、社会の統合的向上のオポチュニティの活用・発展</p> <p>1) 欧米企業等の脱炭素への先進的取組、世界的な再生可能エネルギーの技術普及・コストの低下、ESG投資の広がり、中韓等の近隣国も含め諸外国での経済・市場手段の導入などの動きを見ると、日本はこうした流れに遅れ、オポチュニティを逃しているとの懸念がある。</p> <p>2) 短期的利害得失と既成概念にとらわれることなく、持続可能な社会のあるべき姿を出発点とし、科学的にバックキャストし長期的な視点から、先行して、オポチュニティを見いだし創造する取組（社会イノベーション）を行うこと、さらにこれを促進する環境整備が重要である。このとき、政府が一貫した長期的なビジョンを示し、明確なシグナルを発信して、政府と民間等がこれを共有し、民間等が安心して中長期的な観点から取り組めるようにすることが重要である。</p> <p>3) 資源生産性、資源効率の向上は、資源コストの低減ゆえに現在の経済システムにおいてもある程度進むと思われるが、持続可能な社会の実現に必要となる、さらに大胆な向上や更新性資源利用への転換、経済と資源消費のデカップリングを図るには、さらなる外部性の内部化手段も含め、一歩進んだ政策により何らかの強化する仕組みが必要である。</p> <p>4) 同時に、技術開発も重要であるが、持続可能な消費と生産のパターン（SCP）への転換、自然資源・国土の持続可能な保全・管理方法への転換が、ライフスタイルの転換も含め鍵となる。</p> <p>5) この観点から、近年の、所有する経済からシェアの経済、「もの」「量」よりも「こころ」「質」の価値を求める社会へのシフトにより注目すべき。</p> <p>6) このようなシフト、イノベーションを促進し普及するには、1) 消費者や他の関係者に働きかける政策（意識向上、参加型意思決定等）、2) それらの変化を促す社会的ソフトインフラ（政策を含む）、及び3) 持続可能にするハードインフラを同時に進める政策の具体化が重要。欧州諸国等でも進められているように、日本でも具体的政策の検討を進め、展開することが重要である。</p> <p>7) その際、ESG投資、グリーンボンドのいっそうの普及などの金融のグリーン化、カーボンプライシング、生態系サービスへの支払いなどの経済メカニズム、企業のESG情報開示などの情報メカニズムなど、経済の基盤に関わる政策の検討・導入が重要である。</p>
92	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 二つ目の	「既存の財・サービスの継続的改善といったイノベーションから従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーション」とあるが、今日の環境問題の根本にある社会経済構造の問題があるとすれば、継続的改善ではなく、社会転換につながるイノベーションこそ強調すべきではないか。継続的改善といったイノベーションを否定はしないが、「既存の財・サービスの継続的改善といったイノベーションに留まらずに、従来の技術や制度の延長線上には存在しないイノベーションの創造を図ることが期待される」といった記述が望まれる。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
93	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 三つ目の	国のエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しで、エネルギー政策の要諦とされている「3E」のバランスを欠いた表現や、経済成長の視点の重要性が欠けた記載が散見される。国の他の計画等との整合を図るべき。 (具体例) (p9 三つ目の)環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、経済・社会的課題の同時解決に資する効果をもたらすことができるようにする。 「環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、経済・社会的課題の同時解決に資する効果をもたらすことができるようにする...」は、「環境保全上の効果と、を最大限に発揮できるようにすることに加え、経済・社会的課題の同時解決に資する効果をもたらすことができるようにする...」と修正すべき。 理由：持続的発展の視点から、「最大限に発揮できるようにすることに加え」を削除。
94	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9	三つ目の 「環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決に貢献することが可能となる」との記述があるが、断定的な記載を改めて頂き、環境面からの対策が経済・社会に悪影響を与えることが無いよう十分に留意して頂きたい。加えて同時解決を目指す上では、必ずしも環境面からの対策が契機となる必要は無く、経済面や社会面からの対策によって環境面の課題解決に資する効果をもたらされる可能性についても並列で記載すべきである。
95	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 三つ目の 4行目	下線部のとおり修正 環境・経済・社会の諸課題は深刻化だけでなく複合化しているため、国民や民間の幅広い参画のもと環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することが可能となる。 (理由)課題の解決のためには、様々な主体の参画が不可欠であるため。
96	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9	三つ目の 「・・・出来るようにすることも挙げられる。環境・経済・社会の諸問題は・・・」とあるが、繋がり悪いので「・・・出来るようにすることも挙げられる。そうすることによって、環境・経済・社会の諸問題は・・・」としてはどうか。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
97	第1部 第2章 1. 目指すべき持続可能な社会の姿及び環境政策の果たすべき役割	P9 三つ目の 2文目	複合化しているため、環境面からの対策だけではこれらの同時解決はできない。変更すべき。
98	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P9 四つ目の	<p>経済社会システムの変革がなぜ必要なのか、変革後の経済社会システムはどのようなものであるかの記述が曖昧になっている。例えば、変革の方向性を次のように例示することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央集権的でトップダウンの政策に限界があり、市民参加や地方分権により地域からのボトムアップの転換が図られる。 ・現在世代の利害調整が中心となり、将来世代の代弁や長期を見通した政策形成の仕組みがないことに問題があり、将来世代の視点からのマネジメント・ガバナンスを行う組織や仕組みを設立する。 ・大量生産・大量消費に問題があり、メンテナンス志向や高付加価値の長寿命設計、リユース・リペアの優先等を実現するように市場の枠組みを変えていく。 ・グローバル化一辺倒の市場に対して、地産地消や小さな経済を重視し、それが既存市場を補完するものとして重層的に形成されていくようにする。 ・東京や大阪等への集中が進行するなか、大都市に集中することが環境効率やリスク管理上、問題があり、コンパクトな都市を分散型に配置された国土の形成を図る。 ・格差や貧困、ストレスやひきこもり等を生み出す画一化された価値規範に基づく人の成長・成功モデルに問題があり、多様な生き方や生き方の変更が可能な社会に転換する。 <p>上記の変革は、環境面から経済社会システムの変革を求めることに留まらずに、環境問題と社会経済問題の根本にある構造に問題があり、その構造を変えることで、環境と社会経済の問題を根本的に変えるというものである。重点戦略も変革に向けた新しい視点の具体化がなされていない。</p>
99	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 一つ目の	<p>「環境保全上の効果を最大化しつつ経済・社会的課題の解決に資する効果…」は「環境保全上の効果と、を最大化しつつ経済・社会的課題の解決に資する効果…」と修正すべき。</p> <p>理由 持続的発展の視点から、「最大化しつつ」を削除</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
100	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 一つ目の	<p>「人口減少や高齢化等の影響が将来にわたって強まっていく中、人間の活動による環境への負荷の低減を図る上で有効な施策をあらゆる面から推進することが必要である。その施策は、環境保全上の効果を最大化しつつ経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるようなものでなくてはならない。」</p> <p>【 「環境・経済・社会の統合的向上」の徹底を】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2章前文(P8)に「環境・経済・社会のそれぞれの側面を統合的に向上させる対応」と明記されているように、地球温暖化対策の大目的は持続可能な発展であり、「環境」「経済」「社会」3分野のいずれもがバランスよく成り立つことが必要である。 この考えに基づけば、P10「環境保全上の効果を最大化しつつ経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせる」の『しつつ』と、P12「環境保全上の効果を最大化することを前提として、経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる」の『前提として』の2カ所の記述については、3分野のうち「環境」だけに大きく片寄っていると解釈されかねない。 このため、本文を「環境保全上の効果を最大化することを目指して、経済・社会的課題を解決していく」との表現に修文し、3分野をバランスさせた「環境・経済・社会の統合的向上」を目指していただきたい。 同様に、研究成果の1つの事例として紹介されているP12「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との記述についても、3分野のうち「環境」に大きく片寄っていると解釈されかねないため、この事例は削除すべきである。
101	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 一つ目の 5行目	<p>下線部のとおり修正 <u>「そのためには、あらゆる主体の参加のもと、環境保全上の効果を最大化することにより経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせるようなものでなくてはならない。」</u> (理由)課題の解決のためには、様々な主体の参画が不可欠であるため。</p>
102	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 一つ目の の後 の「・」の5行 目	<p>下線部のとおり修正 <u>「併せて、バリューチェーン全体での環境配慮に係る取組など、企業の取り組みを推進するための支援施策を一層充実させていくこと。」</u> 「企業目線での取組を推進していくこと。」を削除する。 (理由)よりわかりやすい表現に修正する。</p>
103	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P.10一つ目の 一つめの	<p>国のエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しで、エネルギー政策の要諦とされている「3E」のバランスを欠いた表現や、経済成長の視点の重要性が欠けた記載が散見される。国の他の計画等との整合を図るべき。 (具体例) (p10 一つ目の 一つめの・) 環境への配慮を経済社会の仕組みの中に組み込み主流化させること</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
104	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 一つ目の、四つ目	「また、経済社会活動における環境負荷を低減する予防的な取組を行うこと。」は、「また、 <u>経済社会への影響を見極めつつ、環境負荷を低減する取組を行うこと。</u> 」と修正すべき。 理由 持続的発展の視点を追記。
105	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	以下のとおり修正すべき。 「これらの課題の解決に当たり、環境保全のための行動を一層促進するためには、 <u>汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化、環境配慮を進展させる技術革新や行動に対するインセンティブの付与、計画段階からの環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD）を通じた環境意識の醸成、多様な主体のパートナーシップを促進するための施策等に対し、コスト効率性を含めた評価、評価を通じたあるべき施策の検討等、持続可能な社会の構築を支える仕組みづくりが必要であることを念頭に置くべきである。</u> 」 理由 温暖化のような地球規模の問題において汚染者負担の原則を考慮するならば、地球規模で一律の基準による排出者負担を課さねば意味はなく、当該箇所が国内のみを対象としているのであれば課題解決に寄与しない。いずれの施策も現状で何らかのかたちで実施されているものであり、施策の評価を踏まえた更なる施策の検討が必要であることを記載。
106	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つめの	「汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化」という記述について、答申に明示的カーボンプライシング（排出量取引や炭素税）を盛り込むとの意図であれば、経団連は一貫して反対の立場であることを付言したい。排出量取引制度や炭素税をはじめとする規制的手法は、企業に直接の経済的負担を課し、経済活力に負の影響を与えるのみならず、企業の研究開発の原資や、社会の低炭素化に向けた投資意欲を奪い、イノベーションを阻害するものである。そもそも、「汚染者負担の原則」が地球温暖化問題、あるいはCO2を対象に含むかどうかについて、「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」（2017年4月 経済産業省長期地球温暖化対策プラットフォーム）では、対象とならないとの意見の紹介があるなど、統一的な政府見解は示されていないと思われる。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
107	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	<p>二つ目の 「これらの課題の解決に当たり、環境保全のための行動を一層促進するためには、汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化（中略）が必要であることを念頭に置くべきである。」</p> <p>【 規制的手法による新たな「カーボンプライシング」導入には反対】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国のカーボンプライシングについては、既にエネルギー諸税で実質的にCO₂/tあたり約4000円の負担が課せられており、さらにFIT（再エネ固定価格買取制度）の負担も含めると、国際的に見ても高い水準にあると言える。 ・こうした状況にあって、大型炭素税などで更に税額を上乗せすることになると、電気代など光熱費の更なる上昇を招き、地域の中小企業の経営に多大な影響を与えかねない。こうした負担は、光熱費割合の高い業種や所得の低い小規模事業者などに、より大きな影響を与えることにつながり、公平性や逆進性の観点からも望ましいとは言えない。 ・排出量取引制度についても、諸外国の事例を冷静に分析する必要があり、適切な水準で各業界に公平にキャップを割り当てる仕組みが本当に出来るのか、慎重に検討する必要がある。 ・以上を踏まえ、商工会議所としては、直ちに新たな追加的措置としての規制的なカーボンプライシング施策の仕組みを導入する地合いにはないと考えており、導入には反対の立場である。
108	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	<p>「これらの課題の解決に当たり、環境保全のための行動を一層促進するためには、汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化（中略）が必要であることを念頭に置くべきである。」</p> <p>【 「汚染物質」「汚染者」の定義の明確化を】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「汚染者負担の原則」の汚染物質にCO₂が含まれているかなど定義を明確化すべきである。そもそも「汚染者負担の原則」については、環境基本法上「公害等」を対象としているものと認識している。経済産業省の長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書にも「汚染者負担の原則を地球環境問題に適用することは想定されていない」と明記されている。今後、環境基本計画は閣議決定を目指す重要な計画であり、環境省単独の解釈ではなく、経済産業省とも見解を擦り合わせる必要がある。そのうえで、「汚染物質」「汚染者」に関する政府としての統一見解をお示しいただきたい。 ・いずれにしても、CO₂の排出については、あらゆる経済活動、社会活動、国民生活を通じて一般国民を含めた様々な主体が排出源となり得るものであり、排出者に規制的手法で負担を課すことによって抑制できるものと出来ないものがあると認識している。 ・国民の一般的な理解としても、CO₂の排出は「地球温暖化につながる」との理解はあっても、いわゆる「公害」との認識を持つケースは極めて少ないのではないかと。CO₂は本質的に公害問題とは性格が異なるものであり、公害における汚染者負担原則を地球温暖化問題に適用するのは適切ではないと考える。改めて表現を慎重に検討いただきたい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
109	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の 5行目	下線部のとおり修正 「・・・多様な主体のパートナーシップを促進するための施策等をつうじ、環境情報の公開・共有、意思決定への参画、実効的な手続の保障など国民や民間の十分な参加・参画により持続可能な社会の構築を支える仕組みづくりが必要であることを念頭に置くべきである。」 (理由) 持続可能な社会の構築を支える仕組みとして、情報共有、参加・参画は不可欠であることから
110	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	「汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる内部化」は環境コストを適正に製品価格に反映させることと理解する。地球環境問題は国民全てが加害者であり被害者であるという観点に立つべきであり、一部の事業者のみに負担を課するような増税や新税の創設には絶対反対である。
111	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	前半で新たな諸課題を記載しているにもかかわらず、施策としては現在実施しているものばかりであり、諸課題に対応した施策を記載すべき。現在実施している施策を含め、コスト効率的に実施する視点を示すため、“環境意識の醸成、”の後に、「現状実施している、地球温暖化対策税をはじめとした諸税」、「施策等」の後に「に対し、コスト効率性を含めた評価、評価を通じたあるべき施策の検討等」を、それぞれ追記すべき。
112	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	環境政策の課題（二つ目の） ・「汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化」という記述について、今後の答申に国内排出量取引制度等に関する記載を盛り込むとの意図であれば、記載すべきではない。また、国内排出量取引制度は、約束草案（2030年の中期削減目標）においてもその算定根拠として効果の検証や評価がなされていない。国内排出量取引制度をはじめとする規制的手法は、将来のイノベーションに係る研究開発投資の原資を奪いかねず、経済と環境の両立やグリーン成長を阻害するものと認識する。
113	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の 18行目	「国土や生態系の在り方について見直しを・・・」 「国土や生態系保全の在り方について見直しを・・・」 が適正だと思う。
114	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	「汚染者負担の原則」にCO2が含まれ「外部性の内部化」が新たな炭素税や、石油石炭税および地球温暖化対策税の増税などを指すならば反対。 (理由) 炭素税をはじめとする規制的手法は、企業に直接の経済的負担を課す手法であり、企業の国際競争力を削ぐとともに、低炭素化に向けた研究開発や投資意欲を減退させイノベーションを阻害すると考える。私どもは、こうした観点からも石油諸税の更なる増税や石油諸税に係る税収の用途拡大等、石油に対するこれ以上の増税に一貫して反対している。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
115	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	「汚染者負担の原則を考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化」 【意見】「汚染者負担の原則を考慮し」とあるが、ここでいう汚染者とは何を指しているのか。CO2を排出する者も汚染者に含まれているのか。
116	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の (該当箇所) 34行目	「汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化、(中略)等、持続可能な社会の構築を支える仕組みづくりが必要」 (意見) 答申に明示的カーボンプライシングを盛り込むとの意図であれば、例えば排出量取引について、昨年5月に閣議決定された温対計画において、「国内排出量取引制度に関して、我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策(産業界の自主的な取組等)の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う。」とされているところであり、これと整合的な記載としていただきたい。
117	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	【経団連意見書の8】 ・「・・・汚染者負担の原則も考慮し排出者に負担を課すことによる外部性の内部化、・・・」について。 ・「排出者への負担による外部性の内部化」の外部性が、最終処分までの責任や現地確認の強化をイメージしていることが考えられる。 ・しかし現実的に排出者が違法業者を現地確認で見極めることは不可能であり、また排出者に対し産廃業者の許認可や違法行為の情報がタイムリーに提供されていない状況があり、一概に排出者への負担を強化するだけでは成しえない。 ・廃棄物処理を単に汚染対策として捉えるのではなく、リサイクルシステムへのIT導入による違法性排除、貴重な資源の国外流出防止や経済性の高いリサイクルを目指す取り組みとすべき。 ・「廃棄物処理制度専門委員会報告書(中環審循環型社会部会/廃棄物処理制度専門委員会;H29.2)」にも記載されているように、「・・・適切な処分が確保されなければならない。その際、世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて電子化の推進を図ることも重要・(1ページの2)」と記載がある。 http://www.env.go.jp/council/03recycle/r0310-02.pdf ・例えば、「・・・汚染者負担原則に加え、透明度が高く経済性・効率性に優れた資源循環システムへの変革、・・・」と変えてはどうか。
118	第1部 第2章 2. 現下の状況を踏まえた環境政策の課題	P10 二つ目の	・「排出者に負担を課すことによる外部性の内部化」について、新たな課税や排出権取引制度等の導入に関しては、十分な検討が必要であり、現時点で「必要である」とは言い切れないため削除すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
119		P10	<p>地域が抱える経済・社会の課題と環境問題の同時解決のポテンシャル</p> <p>1)すでに中間とりまとめで述べられていることに加え、以下を指摘したい。</p> <p>2)都市部等において今増加する空間余剰をレジリエンス向上や社会発展機会創出の観点から、都市農業、防災、健康空間、分散型エネルギー供給源などとして活用する空間計画・政策、縮退する地域に多く見られる社会的弱者、社会的格差の拡大を回避するような誘導政策（例えば英、独で実施）の検討・導入が日本においても重要である。</p> <p>3)コンパクトシティ化は、環境・経済・社会の統合的向上の取り組みの一例であり、これを進めることが重要である。一方、これが困難な地域については、再生可能エネルギー由来のモビリティ（自動車）と自動運転が、持続可能性に確保しつつ、高齢化・過疎化による交通困難を解消し、地域の空間計画を変えうる可能性があることに留意すべき。</p> <p>4)世界、とりわけ開発援助の場を見ると、環境、経済、社会の間の相互作用として、貧困と環境、子供・女性と環境との関係性などが認識され、取り組まれてきている。例えば、貧困ゆえの劣悪な環境への暴露、貧困を契機とした自然資源の収奪の加速化、自然資源の劣化による貧困の拡大・加速などの現象、生計手段の確保と環境保全方策の統合（Livelihood Approach）や、女性のエンパワーメントが災害や気候変動へのレジリエンスを高めるなど、女性や子供の役割に注目した環境・社会・経済の発展の対応などである。</p> <p>5)日本社会においては、従来このような観点はあまり注目されていなかったが、今日の、貧困化（社会の階層化）、少子高齢化にあって、これらの相互作用はもっと認識・調査され、政策対象とされるべき（例えば家庭の貧困度とその子供の自然へのふれあい機会の頻度との関係など）。</p> <p>6)世界や地域における気候変動等が引き起こす環境の変化による難民の発生、貧困の加速化などによる地域の安全保障の不安定化（気候脆弱性）は、より注目されるべきである。これに加え国内においても、例えば食糧供給への影響が、とりわけ日本の購買力の乏しい層に大きな影響を与えるなど、日本社会に対する影響要因となることなどもより認識すべき。</p>
120	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11 四つ目の	<p>「…国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも視野に、国内対策の加速化や国際連携の強化を進める必要がある。」は以下のとおり修正すべき。</p> <p>「…国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも視野に、国内対策の加速化や国際連携の強化を進める必要がある。ただし、温室効果ガスの削減に係る環境政策には、国際的な公平性や協調が不可欠であり、カーボン・リーケージ発生の懸念にも十分に留意すべきである。」</p> <p>理由 環境政策の導入・強化に伴う炭素リーケージ発生の虞についても明記すべき。</p>
121	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11	<p>環境政策において、エネルギー基本計画をはじめ、国の諸計画と整合的でなくてはならないことを記載すべき。</p>
122	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11 四つ目の の3 行目	<p>下線部のとおり修正</p> <p>「国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定に適切に反映させることも含め、あらゆる主体が十分に意思決定に参加するための仕組みの確立により国内対策の加速化や国際連携の強化を進める必要がある。」</p> <p>(理由) 将来世代だけではなく、現世代の意志も意思決定に適切に反映させるべきであることから</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
123	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11 六つ目の の 後 に追加	【そのためには、SAICMで規定されているようなあらゆるステークホルダーによるガバナンスを確立する仕組みが求められる。】 (理由) この個所は、まさに多様なステークホルダーによるガバナンスのことを指摘しているため、明確化するべき。
124	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11 六つ目の	環境・経済・社会の統合的向上に向けて、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を検討するうえで多くの課題が伴うことが予想される。検討にあたっては、他省庁をはじめ、多様な主体間の連携が重要であり、国の他の計画との整合性を確保しながら、慎重に議論することが必要である旨を明記すべきである。
125	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11 六つ目の	環境・経済・社会の統合的向上に向けて、複数の異なる課題をも統合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を検討することの意義は大きい。しかしながら、分野横断的かつ相互に関連するが故に、その枠組の検討には、トレードオフをはじめ、多くの課題が伴うことが予想される。重点戦略の検討にあたっては、他省庁をはじめ、多様な主体間の連携が重要であり、国の他計画や政策目標との整合性を確保し、丁寧に議論を進める必要がある。
126	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P11 三つ目	2 目標は、既にCOP16の Cancun 合意に含まれ、金融も2006年のPRI原則を契機に取り組みられている。パリ協定等で急に流れが変わったかのような「ゲームチェンジャー」等の表現を削除すべき。
127	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の	SDGsを活用する意義については認めるものの、その書きぶりについては誤解のないように注意すべきである。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文において、SDGsの目標とターゲットは統合された不可分のものであり、持続可能な開発の三側面(経済、社会、環境)を調和させるものであるとされている。環境基本計画の策定に際し、SDGsの考え方の活用を採用するのであれば、この点を丁寧に記載すべきである。「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性について、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との記載は一研究の報告書の記載に過ぎず、SDGsの説明ではないため、削除すべきである。また、プラネタリー・バウンダリーの考えと合致する点については、SDGsと関係のない事項であるため、削除すべきである。
128	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の 行目 三	「特に、SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存しているという研究成果も示されており、地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)の考えとも合致するものである。」は全部削除すべき。 理由 研究成果の一つであり、客観性が低く、確信度が高いとは言い難いため削除。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
129	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の	SDGsを活用する意義については認めるものの、その書きぶりについては、誤解のないように注意すべきである。 「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性について、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との考えが示されている。これは、一研究の報告書の記載に過ぎず、SDGsの説明ではないため、答申においては引用を控えるべきである。同様に、かかる考え方が、プラネタリー・バウンダリーの考えと一致するとの説明も、SDGsと関係のない事項であるため、答申では削除することが適当である。 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文において、SDGsの目標とターゲットは、統合された不可分のものであり、持続可能な開発の三側面（経済、社会、環境）を調和させるものであるとされている。「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016年12月SDGs推進本部決定）においても、環境、経済、社会の統合的な向上に言及した環境基本計画や地球温暖化対策計画が2030アジェンダに沿った取組と評価しており、SDGsの考え方の活用を採用するのであれば、この点を丁寧に記載すべきである。
130	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の	SDGsの研究成果およびプラネタリー・バウンダリーは脚注にある白書において一つの研究成果として紹介されているのみであり本文には何ら記載されていない。このことから、基本計画という国の方針の根拠として記載するのは不適當であり、削除すべき。
131	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の 4行 目	「特に、SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存しているという研究成果も示されており、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）の考えとも合致するものである。」 （意見） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の前文において、「SDGsの目標とターゲットは、統合された不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである」とされており、これと整合的な記載としていただきたい。
132	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の	研究成果の1つの事例として紹介されているP12「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存している」との記述についても、3分野のうち「環境」に大きく片寄っていると解釈されかねないため、この事例は削除すべきである。
133	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P3四つ目 P12一つ目	P3の四つ目 “例えば”以降とP12一つ目 “地球の限界”以降： P3では例えばとしつつP12では主要課題の根拠になっており不整合。P12の該当箇所を削除すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
134	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の	今回の中間取りまとめの根本的な発想は、「環境政策を通じて経済・社会的課題を「同時解決」することにより、それは「持続可能な開発目標」(SDGs)とも整合的である、というのが中間取りまとめ12p(3) 1つめの趣旨であろうと考える。基本的な考え方には賛同する。しかし、「経済社会」という用語法を多く用いていることから受け取れるように、【この中間とりまとめは社会の問題を「経済」の側面だけでしか捉えないもの】、あるいは【経済を犠牲にする方策は当初から環境対策では取りえないと考えている】とも読めるような誤読(であると信じています)を許しかねない表現が多く見受けられる。(この問題は、第91回中央環境審議会総合政策部会議事録における大塚委員、山極委員、浅野委員によっても指摘されていることであり、3委員の意見に賛成する。)数人の友人・知人にも概要を読んでもらったところ、同様の懸念を有する方が多くいたことも付記しておく。端的に言えば、【「調和条項」の時代に戻ってしまったのではないか】という誤解や誤読、失望が広がることがないように、意図するところが的確に伝わるような内容にしていきたい。
135	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 二つ目の	トレードオフへの対処は重要な視点である。SDGsのゴール・ターゲット間に限らず、環境・経済・社会の間でのトレードオフなど、様々な場面で起こり得るトレードオフに対して、慎重にバランスを図っていく必要がある旨を記載すべきである。
136	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 二つ目の	トレードオフへの対処は、重要な視点であり評価できる。SDGsのゴール・ターゲット間に限らず、低炭素・循環型・自然共生の環境施策間でのトレードオフや、環境・経済・社会の間でのトレードオフなど、あらゆる事象について想定される問題である。答申においては、これらのトレードオフに真摯に向き合い、丹念にバランスを図る必要がある旨を、一層丁寧に記載し、具体的な施策に反映させるべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
137	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 三つ目の	“ あるべき将来像～考え方に基づいていること ” S D Gsは、バックカスティングの考え方に基づく計画とは言えない。削除すべき。
138	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 三つ目の	2030アジェンダにおいては、SDGsはバックカスティングの考え方に基づいているとの記載はなく、「バックカスティング」に関する記述は削除すべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
139	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 三つ目の行目	二 「現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、あるべき将来像から逆算して現状からの計画を策定するという「バックカスティング」の考えに基づいていること、」は全部削除すべき。 理由 SDGsは、目指すべき像・ビジョンを実現するための様々な目標を内容とするものであり、持続可能な開発目標実施方針にバックカスティングを活用するような記載はない
140	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 三つ目の	SDGsはバックカスティングの考えに基づいているとの説明があるが、2030アジェンダに、バックカスティングの考えに基づいているとの記載はない。付属のレファレンスガイドには、バックカスティングに関する記載があるが、検討アプローチの一例として紹介されているに過ぎないため、答申では、当該記述を削除すべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
141	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 二つ目の	<p>「SDGsは、上記に加えて、行政機関、地域、企業、大学、NGO、市民等のあらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」であること、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、あるべき将来像から逆算して現状からの計画を策定するという「バックキャストリング」の考えに基づいていること、社会のすみずみまで手を差し伸べる「誰一人取り残さない」という考えに基づいていること、という特徴も持っている。」</p> <p>【 「SDGs」からの正確な引用を】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本文に「SDGsはバックキャストリングの考えに基づいている」との記述があるが、そもそも事実としてSDGs持続可能な開発のための2030アジェンダには、こうした位置づけは為されていない。付属のレファレンスガイドにバックキャストリングに関する記述はあるが、これは検討アプローチの一例として紹介されているに過ぎない。 ・ 本文には、SDGsの内容を「客観的に伝える部分」と「主観的な解釈・メッセージ部分」が混在しており、両者を区分して正しく整理し、読み手に誤解を与えないように記述すべきである。 <p>【 「バックキャストリング」の考え方の限界】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本計画では「持続可能な社会の構築」を大目的に掲げ、そこを目指す複数経路の1つとして、3条件・3原則のもとで「長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」ことが掲げられている。 ・ 概要版（ポンチ絵）にも記述されているように、持続可能な社会の構築に向けては「従来の対策ではなく、根本的な発想の転嫁が必要」であり、不確実性と共存しながら、現在では予見できない新たなイノベーションを創出することが必要となる。予見できない将来には複数の幅を持たせた経路を準備しておき、状況が変化した際に迅速に方向修正が図れるようにしておく必要がある。このため、将来の長期的な目標を現段階からピンポイントで定め、1つのシナリオ・1つの解決法に依拠したりニアな戦略に基づく「バックキャストリング」の考え方を適用することは適切でないと考えられる。
142	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 三つ目の○	<p>SGDsが「バックキャストリング」に基づいているとの記載があるが、この記載はどの資料を根拠として記載したものか。実際に官邸のHP内にある「持続可能な開発目標（SGDs）推進本部」に掲載されている資料にも「バックキャストリング」との文言は見つけることができない。実際にSGDsの取組み全てが「バックキャストリング」に基づくものは考えづらい。従って「バックキャストリング」の文言は削除すべきである。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
143	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 四つ目の、二つ目の・	「環境保全上の効果を最大化することを前提として、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせる観点」は「環境保全上の効果と、 を最大化することを前提として、 諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせる観点」と修正すべき。 理由 持続的発展の視点から「最大化することを前提」を削除。
144	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 四つ目の	検討のアプローチについて、答申では、わかりやすく以下のとおり修正するとともに、環境あるいは経済・社会のいずれかの側面のみを強調しているとの誤解が生じないように、丁寧に説明すべきである。 (中間取りまとめにおける記載) ・環境配慮を経済社会システムに織り込む観点 ・環境保全上の効果を最大化することを前提として、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点 (修正案) ・経済・社会活動を通じて、環境保全を実現する観点 ・環境保全を通じて、経済・社会活動を実現する観点

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
145	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 一つ目の 四つ目の	<p>「SDGsのゴール・ターゲット間の関連性については、環境が全ての根底にあり、その基盤上に持続可能な経済活動や社会活動が依存しているという研究成果も示されており、地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)の考えとも合致するものである。」</p> <p>「こうした特徴を持つ、世界が将来を共有する目標としてのSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要であるが、その際、以下の2つの観点から環境政策を発想・構築することが求められる。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮を経済社会システムに織り込む観点 ・ 環境保全上の効果を最大化することを前提として、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点 <p>【 「環境・経済・社会の統合的向上」の徹底を】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2章前文(P8)に「環境・経済・社会のそれぞれの側面を統合的に向上させる対応」と明記されているように、地球温暖化対策の大目的は持続可能な発展であり、「環境」「経済」「社会」3分野のいずれもがバランスよく成り立つことが必要である。 ・ この考えに基づけば、P10「環境保全上の効果を最大化しつつ経済・社会的課題の解決に資する効果をもたらせる」の『しつつ』と、P12「環境保全上の効果を最大化することを前提として、経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる」の『前提として』の2カ所の記述については、3分野のうち「環境」だけに大きく片寄っていると解釈されかねない。 ・ このため、本文を「環境保全上の効果を最大化することを目指して、経済・社会的課題を解決していく」との表現に修文し、3分野をバランスさせた「環境・経済・社会の統合的向上」を目指していただきたい。
146	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12	<p>SDGsは、世界で共有されたゴールであるとともに、日本も含めた各国自身が達成するコミットメントでもあり、それぞれの国の状況に落とし込んで実現を図ることが必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) SDGsは幅広い目標と政策分野をカバーしているが、環境・経済・社会の統合的向上に向け、環境政策や計画の検討に当たっては、それらの目標間の関連性に着目し、環境との関連が高く、経済、社会の発展からも効果的であろう取組に着目、優先して取り組むことが効果的と考えられる。 2) このような目標間のシナジー、あるいはトレードオフについては、国連等において専門家によりある程度分析が進んできている。これらを活用してIGESが行った準備的な研究では、日本については、例えば、目標の14.4水産資源乱獲の停止は、目標の14.5有害な漁業補助金の廃止、14.7途上国における海洋資源の持続可能な利用による経済便益及び15.5自然生態系と生物多様性の保護にもシナジーの効果がある一方、目標2.3農業生産性の倍増や16.6責任機関の育成とはトレードオフの関係があると示唆が得られている。 3) これらは現在のデータ制約のもとでの準備的な結果であるが、このように複雑に各要素が絡んでいる可能性もあることに留意し、今後、国、様々な地域レベルで、それらをより詳しく分析し、取り組みの意思決定に活用する仕組みが重要である。 4) 特にトレードオフの関係がある目標については、トレードオフとなる機序を分析し、これを克服してWinWinに導くような、きめ細やかな対策を検討することが重要になる。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
147	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 三つ目の (上 から15行目)	SDGsに参画するステークホルダーとして「行政機関、地域、企業、大学、NGO、市民等」の記載があります。が、この点について、2016年12月22日、内閣総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が決定した「持続可能な開発目標<SDGs>実施指針」<p7>記載のとおり、連携すべきステークホルダーとして「協同組合」も明記すべきです。
148	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 四つ目 (20~ 25行目)	「経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点」から「環境政策を発想・構築する」との考えについて、効果発現までに一定の時間を必要とする分野があることを留意事項として示す。 理由 環境政策には、生物多様性の保全・再生など、実現に一定の時間がかかることから、社会・経済面での効果が、短期のうちには必ずしも十分に得られない分野がある。環境政策、特に生物多様性の保全・再生の社会・経済面での効果に関する定量評価手法に関する学問的研究もまだ十分に積み重ねられていない。こうした状況の中、「経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果」を強調することは、目先の効果が見えにくい取組が後回しとなるおそれがある。生物多様性基本法に明示されている通り、生物多様性は人類の存続基盤である。「経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点」から「環境政策を発想・構築する」ことは重要だが、その際、効果発現までに一定の時間を必要とする分野があることを留意事項として示す必要がある。
149	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12	今回の計画のもっとも新しい箇所なので、地球の生態系の保全なくして社会開発、経済活動はあり得ないということを、より強調して記載していただきたい。
150	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12 四つ目の (下 から10行目)	「地域課題の解決にも・・・」 地方行政の方にもしっかりインプットされるよう、強調した文面にしていただきたい。「地方創生の鍵としてSDGsの考え方を普及する必要がある」など

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
151	第1部 第2章 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方	P12	<p>「SDGsの考え方を活用」 賛同するが、より踏み込んで欲しい。上述した国際的な貢献へとつながる環境計画となる意味からも、SDGsの文言が含まれる意義は大きい。ただし具体的なSDGsの17ゴール、169ターゲット、200超の指標との関連は見てこず、スローガン止まりな感も否めない。SDGsには評価の枠組みまでであることから、今回の計画との関係性についてはより体系的かつ具体的なレベルでの整理・活用を期待したい。もっとSDGsを活用されたい。</p> <p>ただしSDGsで弱い部分が、人口減/定常化や高齢化である。これらも持続可能性に関わる重要な課題である。それらの点については日本独自の事情を考慮すべきであり(具体的にはストックのメンテナンス・ケアの課題、耕作放棄地や空き家のアメニティ等)。そしてそれらを国際的にも発信していくべきと考える。</p>
152	第1部 第3章 環境政策の原則・手法	P12	<p>問題の種別によって、適用すべき原則・手法は異なるため、環境リスク対策、自然保護、温暖化対策等、課題ごとに丁寧に記載すべきである。また、環境、経済、社会の統合的向上を目指すうえでは、従来の環境政策の原則に加えて、経済合理性や費用対効果、エネルギー政策におけるS+3E等、考慮すべき重要な視点がある旨を明記する必要がある。</p>
153	第1部 第3章 環境政策の原則・手法	P12	<p>環境リスク対策、自然保護、温暖化対策等、問題の種別により、適用すべき原則・手法は異なるはずである。答申において、原則・手法を記載するならば、一括りにせずに、課題ごとに丁寧に記載すべきである。</p> <p>また、環境、経済、社会の統合的向上を目指すうえでは、従来の環境政策の原則のみならず、経済合理性や費用対効果、エネルギー政策におけるS+3Eの重要性等、考慮すべき重要な視点がある。例えば、予防的取組みについて検討する場合にも、経済性の視点は欠かせない。こうした視点が重要である点を明記し、環境政策の立案や評価を行うべきである。</p>
154	第1部 第3章 環境政策の原則・手法	P12	<p>用語の列挙のみであるため、説明を記載すべき。</p>
155	第3章 環境政策の原則・手法 1. 環境政策における原則等、 2. 環境政策の実施の手法	P12	<p>環境政策の原則、手法が単に羅列されているが、これこそ、その適用に関する考えを整理・説明するべきではないか。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
156	第1部 第3章 環境政策の原則・手法	P12	<p>1. 環境政策における原則等 「・環境効率性、リスク評価と予防的取組方法への考え方、汚染者負担の原則、拡大生産者責任、源流対策の原則」 【 「汚染物質」「汚染者」の定義の明確化を】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「汚染者負担の原則」の汚染物質にCO₂が含まれているかなど定義を明確化すべきである。そもそも「汚染者負担の原則」については、環境基本法上「公害等」を対象としているものと認識している。経済産業省の長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書にも「汚染者負担の原則を地球環境問題に適用することは想定されていない」と明記されている。今後、環境基本計画は閣議決定を目指す重要な計画であり、環境省単独の解釈ではなく、経済産業省とも見解を擦り合わせる必要がある。そのうえで、「汚染物質」「汚染者」に関する政府としての統一見解をお示しいただきたい。 いずれにしても、CO₂の排出については、あらゆる経済活動、社会活動、国民生活を通じて一般国民を含めた様々な主体が排出源となり得るものであり、排出者に規制的手法で負担を課すことによって抑制できるものと出来ないものがあると認識している。 国民の一般的な理解としても、CO₂の排出は「地球温暖化につながる」との理解はあっても、いわゆる「公害」との認識を持つケースは極めて少ないのではないかと考える。CO₂は本質的に公害問題とは性格が異なるものであり、公害における汚染者負担原則を地球温暖化問題に適用するのは適切ではないと考える。改めて表現を慎重に検討いただきたい。
157	第1部 第3章 環境政策の原則・手法	P12	<p>1. 環境政策における原則等 「・環境効率性、リスク評価と予防的取組方法への考え方、汚染者負担の原則、拡大生産者責任、源流対策の原則」 【 「拡大生産者責任」については丁寧な議論を】</p> <p>環境政策の原則として掲げられている「拡大生産者責任」については、まだ中央環境審議会総合政策部会で十分な説明や議論をしていないため、この言葉だけが独り歩きして都合の良い解釈が為される可能性もあり、現時点では削除すべきである。「拡大生産者責任」を議論している中央環境審議会循環型社会部会での検討結果を踏まえたうえで、総合政策部会においても丁寧に議論を進めるようにしていただきたい。</p>
158	第1部 第3章 環境政策の原則・手法	P12	<p>1. 環境政策における原則等の一つ目の「・」 最後に「、参加の原則」を加える。 (理由)「参加の原則」は、リオ宣言、パリガイドライン、SDGs目標16で継続して謳われており、環境基本計画の長期目標ともされており、必須である。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
159	第2部 第1章 1.個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13	重点戦略の設定の考え方に、気候変動への対策として原子力発電の活用を明記すべき。
160	第2部 第1章 1.個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13	「第四次環境基本計画における重点分野で一定の成果を挙げている具体的な施策のアプローチを、第五次環境基本計画においても継続すべき」とあるが、そのアプローチの具体的な内容を本文中にいくつか明示していただきたい。
161	第2部 第1章 1.個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13	<ul style="list-style-type: none"> ・第一章の「世界の経済社会の状況」「我が国の経済社会状況」に記載されているように、国内外で急速なIoT、AI、ビッグデータ等の技術革新により幅広い分野で新たな技術イノベーションや社会価値軸が生まれようとしていることが分かる。 ・それにも関わらず、重点戦略の考え方にはIT化に触れられていない。 ・例えば、海外ではスマートシティにおける廃棄物物流へのIoT活用によるCO2削減や、不法投棄防止等へのIoT/AI/ビッグデータの活用検討が進みつつあり、国内でも処理施設での活用も進みつつある。 ・重点戦略に、「「Society 5.0」も踏まえ、環境政策においてもIoT、AI、ビッグデータ等を活用した経済社会システムのイノベーションを創造する」という内容を盛り込むことを検討願いたい。
162	第2部 第1章 1.個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13 三つ目の 行目	1 <p>「...経済社会活動において環境負荷の低減を実現できる経済社会システムは、健全で恵み豊かな自然資本が維持されることによって初めて実現されることから、」は「...経済社会活動において環境負荷の低減を実現できる経済社会システムは、経済的な豊かさとともに健全で恵み豊かな自然資本が維持されることによって初めて実現されることから、」と修正すべき。</p> <p>理由：経済と環境の両立、持続的発展の観点から修正。</p>
163	第2部 第1章 1.個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13 三つめの 行目	6 <p>「また、そうした生活環境において、国民にとって身近な環境保全対策の推進に加え、環境リスクが一層低減された空間を形成することにより、健康で心豊かな暮らしが実現されるよう施策を推進することも重要である。」は「また、そうした生活環境において、国民にとって身近な環境保全対策の推進に加え、環境リスクが一層低減された空間を形成することにより、経済的な豊かさとともに健康で心豊かな暮らしが実現されるよう施策を推進することも重要である。」と修正すべき。</p> <p>理由：経済と環境の両立、持続的発展の観点から修正。</p>
164	第2部 第1章 1.個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13 四つ目の	<p>“環境技術の研究”の前 国際収支の改善や、温室効果ガス排出の削減に原子力発電の活用が効果的である。上記の他、下記の各箇所に「原子力発電の活用」を追記すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P 1 5 三つ目 ： “再生可能エネルギーの最大限の導入”の前 ・ P 1 6 五つ目 “省エネルギー対策”の前

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
165	第2部 第1章 1. 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定	P13 四つ目の	「環境負荷を抜本的に低減させていくための手段の一つとして、環境技術の研究・開発・実証・普及」が必要不可欠であることの代表例に「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこと」が挙げられている。このような表現は、上述のように、気候変動対策をイノベーションに頼り、問題解決を先送りしようとしているように受け取られる。再生可能エネルギーを普及させ、省エネをすすめることにより、新たな技術がなくても2050年に80%以上削減することは技術的に可能であることは研究でも示されており、この記述は削除するべきである。
166	第2部 第1章 2. パートナードシップの充実・強化	P14 一つ目の の6 行目、8行目	本章に掲げる重点戦略及び、その展開を支える施策を実施する上で、それらの施策に関連する主体間でのパートナーシップは、全てに共通して求められる要素であり、各主体の積極的な参加を促すため、ニーズに応じた環境情報を提供し、施策の形成、決定、実施のいずれの段階のいずれかにおいても参画できることを可能にし、パートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠である。 (理由) 参画が必要なのは、施策の実施だけではないはず。
167	第2部 第1章 2. パートナードシップの充実・強化	P14 二つ目の 5行 目	「各主体の積極的な参加を促すため、ニーズに応じた環境情報を提供し…」は「各主体の積極的な参加を促すため、国がニーズに応じた環境情報を提供し…」と修正すべき。 理由：主体の明確化が必要。
168	第2部 第1章 2. パートナードシップの充実・強化	P14 二つ目の	五つ目の「・」を追加 「・たとえば、種の保存法に新たに定められた提案制度のように国民・市民団体が十分に参画していくための仕組み作りが重要である。」 (理由) 具体的な事例の提示
169	第2部 第1章 2. パートナードシップの充実・強化	P14 二つ目の	「ニーズに応じた環境情報を提供し、施策の実施段階のいずれかにおいてパートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠」とされているが、いずれかの段階ではなく計画から実施に至る全ての段階でのパートナーシップの強化を図ることが重要である。パートナーシップの充実・強化がとりわけ求められる取り組みが挙げられているが、環境教育や啓発活動に止まらず、政策決定過程においても市民が携わることができるようにすべきである。また、その基盤として、例えば各発電所のCO2の排出に関する情報や政策決定過程についてなど、事業者や行政機関などが持つ情報を市民に公開することが肝要であり、本計画においては情報公開を進めていくことを明記するべきである。
170	第2部 第1章 2. パートナードシップの充実・強化	P14 二つ目の 13 行目	「施策の実施段階のいずれかにおいて・・・」 「あらゆる段階において・・・」 実施前の合意形成にもパートナーシップが必要。「充実・強化」だと、現存のものの改善という印象なので、「促進・強化」のほうがより新しいステークホルダーを含められると考える。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
171	第2部 第1章 2. パート ナーシップの 充実・強化	P14 三つ目の (12 行目～14行目	<p>「持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育」について述べた部分について、その推進に当たっては「学校・園庭ビオトープ」の活用が効果的である旨を記載する。またこれに関する専門家の例として、環境教育等促進法に基づき環境大臣により「環境人材育成・認定等事業」として登録されている「ビオトープ管理士」、「こども環境管理士」を挙げる。</p> <p>理由 子どもたちが日常的に自然と触れあうことのできる学校・園庭ビオトープは、体験を通じて地域の自然環境について学び考える機会を与え、また、地域の住民や企業・団体など多様な主体と連携・協働できる場を提供する。（公財）日本生態系協会が1999年度より隔年開催をしている「全国学校・ビオトープコンクール」では、2015年度（第9回）までに延べ北海道から沖縄まで全国各地の740の学校及び幼稚園・保育所から応募がなされるなど、学校・園庭ビオトープは全国で普及している取組となっている。その動きをさらに促進する観点からも、環境教育の推進にあたり、「学校・園庭ビオトープ」の活用が非常に効果的であることを記載されることを要望いたします。また、環境教育の推進に関する専門家として、地域で受け継がれた自然や歴史、文化など貴重な財産と、国際的な動向を踏まえたまちづくり・くにづくりを实践する技術者である「ビオトープ管理士」や、地域の自然を活かして保育環境の充実を図り、その振る舞いを通じて興味関心を高めることで、子どもたちの豊かな感性を育て主体的な活動を促すことのできる「こども環境管理士」を具体的に例示されることについてもあわせて要望する。（両資格ともその資格試験等が、環境教育等促進法に基づき環境大臣により「環境人材育成・認定等事業」として登録されている。）</p>
172	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P17	<p>地域循環共生圏のためのパートナーシップの充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 環境・経済・社会の統合的向上、とりわけ、地域循環共生圏の構築、ライフスタイルの変革という切り口では、パートナーシップは、行政、事業者（企業等）、市民（消費者）という旧来の包括的なとらえ方では不十分ではないかと思われる。 2) 例えば、森林、湖沼、河川、海洋、水産資源等の自然資源を相手に生業をする人々、農を営む人々、文化・芸術の担い手、交通の担い手、流通や小売の担い手、地域の篤志家、地場産業や工業団地の担い手、地域の金融機関、女性、こども、高齢者、社会的弱者も含めたあらゆる階層、さらには地域おこしの鍵ともいわれる「わか者」「よそ者」「ばか者」なども、協働して地域の環境的・経済的・社会的持続可能性を探り、地域の発展において重視されることが重要である。 3) とりわけ、自然資源を生業とする人々、農を営む人々は、持続可能な形での地域資源の管理とその恵沢の確保（ワイズユース）とその社会への分配という、環境・経済・社会の統合的向上において、極めて重要な役割があるにもかかわらず、担い手不足・高齢化の進行に悩んでいる。 4) このため、これらの人々の営みが、魅力あるものととらえられ、尊敬され、バイオマス等の自然エネルギーも含め、自然資源の恵沢の確保に対し相応の対価が支払われるような仕組み、これに必要となる何らかの資金メカニズムが鍵となる。これは都市への過度な人口集中の抑制、人口、とりわけ若者や働き手の再配置を通じた国土のレジリエンス向上にも効果的である。 5) このようなパートナーシップは、それぞれのステークホルダーの役割や、ステークホルダー間の、もの、金、情報の流れに注目すれば、階層や国境を越えた連携が必要になることが必然である。したがって、複層的であって、国際連携の確保も視野にいたった連携、すなわち、マルチレベルかつグローバルなパートナーシップを築くことが重要になる。 6) 地域におけるパートナーシップの育成には、地域の持続可能性の重要性を理解し、オポチュニティに気づき、協働につなげる、必要なスキルを持った人々が核として重要である。このための人作り、能力開発が重要であり、また、その一環として、先駆的な地域やステークホルダーが学びあうプラットフォームの用意が重要である。 7) さらに、このような地域の将来像の検討や実際の取り組みは参加型意思決定で行うことが重要であり、そのような仕組みづくりと、これに役立つ、地域の実情に即した、分かりやすいシミュレーション、情報の共有等のツールの整備・普及が重要である。 8) なお、これらは、日本の途上国への開発協力で重んじられる、地域に根ざした参加型開発や人づくりにも通じることに留意すべき（国際貢献に関連）。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
173	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P14	(1) 持続可能な経済社会の構築 炭素税や排出量取引といったカーボンプライシングについて言及するべきである。現在すでに検討が始められ、今後の気候変動対策においては、何らかの方法を導入することが必須であるが、中間とりまとめ案では触れられていない。具体的な事項については、今後追記されるとあるが、その中では必ず言及するべきである。
174	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P14 四つ目の	国のエネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しで、エネルギー政策の要諦とされている「3E」のバランスを欠いた表現や、経済成長の視点の重要性が欠けた記載が散見される。国の他の計画等との整合を図るべき。 (具体例) (P14 3(1)) 経済における環境の主流化を図る
175	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P14 四つ目の (4 行目)	「...諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的問題の解決に資する効果をもたせる観点から環境政策を発想・構築し、経済における環境の主流化を図ることが重要である。」 ...諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的問題の解決に資する効果をもたせる観点から環境政策を発想・構築し、環境対策と経済成長の両立を図りながら進めていくことが重要である。 理由：経済と環境の両立、持続的発展の観点から修正。
176	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P14 四つ目の	これまで、環境・経済・社会の統合性の向上とされてきたが、ここでは「経済における環境の主流化を図ることが重要」とされこれまでの記述と不整合となっている。「社会・経済における環境との統合を向上させることが重要」とするべきではないか。
177	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P14 四つ目	“ 経済における環境の主流化を図る ” 経済における環境の主流化が諸課題の解決に資するか不明。「環境対策と経済成長の両立を図りながら進めていく」に変更すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
178	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P14 四つ目の 五つ目の	重点戦略(1)の中にある「経済における環境の主流化」や「金融のグリーン化」との説明は、環境の側面のみを重視した施策の方向性を示す表現ととれるため、答申においては、3者の統合的向上を目指すとの方向性が理解されるよう、丁寧に記述すべきである。
179	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 一つ目の	<p>気候変動リスクは企業経営上の重要なリスクであり、投資家等が財務上の意思決定を行うためには、投資先における気候関連のリスクと機会が将来のキャッシュフローと資産・負債に及ぼす影響を理解することが必要です。資本市場における気候変動リスクに関する対話の活性化は、投資家及び企業行動の変化を促すものであり、環境政策目標の実現に大きく貢献する可能性があるとの認識に基づき、以下のとおり意見を申し上げます。ESG投資と中長期的な価値向上に関する記述について、以下の追加を強く要望する。そのような投資を実質的に機能させる基盤としてESG情報開示の資本市場における実効性を高めていくことも重要である。</p> <p>(理由)</p> <p>2013年12月に国際統合報告評議会(以下「IIRC」という。)より、統合報告フレームワークが公表されて以降、世界的な現象として統合報告書の発行が年々増加している。特に、我が国においては、ここ数年の間で統合報告書の発行企業数が急増しており、経済的な成果を報告するための財務情報に加え、環境関連を含む非財務情報と合わせて社会的な価値創造の成果が報告されるようになってきている。2017年6月には、G20金融安定理事会のプロジェクトである気候関連情報開示タスクフォース(TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)より、適切な投資判断を促すための気候変動リスクに関連した情報開示の提言が公表されている。2017年7月のG20サミットにおける報告後、アウトリーチ活動が開始されるとされており、各国における政策の検討と企業による自発的な適用が進むと予想される。また、黎明期の社会責任投資は、一部の投資家による周辺的な活動だと理解されていたが、持続可能性に関わる問題が企業の財務的成果に重大な影響を及ぼすという認識が広がるにつれ、投資のリターンを改善し想定外の損失を回避するため、アナリストによるESGリサーチが重視されるようになり、投資管理者は投資対象のESGリスク(及び機会)の理解を求められるようになった。現在では、ESGファンド投資の増加やESGインテグレーションの優位性を裏付ける学術調査への関心の高まりにより、多くの投資家がESG投資を実践している。NOx排出量等の環境関連情報はESG投資において重要な情報であるため、環境情報の開示を促進するとともに、その情報が広く一般の投資家に利用されることも想定し信頼性担保のための措置を講じるなど、より広く公益に資する社会基盤を整備するという視点が重要と考える。</p>
180	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 二つ目の	国内における環境対策の積極的な展開、環境産業の振興、環境技術等の海外展開・貢献がなぜ高賃金に繋がるのか説明をお願いしたい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
181	第2部 第1章3. 重点戦略(1)	P15 二つ目の	<p>「また、国内に存在している多くの資金について、パリ協定等を踏まえ、将来にわたり大きなポテンシャルが見込まれる低炭素化市場に加え、資源循環、自然共生等の環境分野に係る市場への投資等に振り向ける。あわせて、高付加価値の一つの要素である環境付加価値に対する消費を一層喚起し、資源生産性(資源投入量当たりの付加価値)、炭素生産性(炭素投入量当たりの付加価値)の向上を目指す。」は以下のとおり修正すべき。</p> <p>「また、国内に存在している多くの資金について、パリ協定等を踏まえ、将来にわたり大きなポテンシャルが見込まれる低炭素化市場に加え、資源循環、自然共生等の環境分野に係る市場への投資等に振り向ける。あわせて、高付加価値の一つの要素である環境付加価値に対する消費を一層喚起し、資源生産性(資源投入量当たりの付加価値)、炭素生産性(炭素投入量当たりの付加価値)の向上を目指す。」</p> <p>理由 国は、企業等が留保する資金について、政策誘導としてはあくまで、投資に資する市場環境、事業環境の構築が前面にあるべき。半ば強制的に政策誘導で特定市場に振り向けるような記載は相応しくなく、パリ協定、ポテンシャル、有望な市場分野の因果関係や、高付加価値と環境付加価値の因果関係は明確ではない。</p>
182	第2部 第1章3. 重点戦略(1)	P15 二つ目の	<p>投資は、財務情報・非財務情報等に基づき、投資家の判断と責任において自主的に実施されるものであり、ESG投資や環境分野にかかる市場への投資を政府として義務付ける、あるいは規制により投資を誘導するようなことは避けるべきである。「環境分野に係る市場への投資等に振り向ける」といった表現は、国が半ば強制的に特定市場への投資を誘導するととれる表現であるため、答申においては避けるべきである。また、「多くの資金」とのあいまいな表現は、国の計画の表現としてふさわしくないため、控えるべきである。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
183	第2部 第1章3. 重点戦略(1)	P15 二つ目の	資源生産性や炭素生産性の向上を目指すことが重要であるとの説明があるが、当該指標は、マクロ経済情勢、産業・エネルギー構造、資源貯蔵状況、資源・エネルギー価格、対策の実施状況といった国情の影響を受けるものであり、そうした国情を考慮することなく単純に数字の多寡を評価することは適当ではないことから、KPIとしての妥当性に疑問がある。答申において、当該指標について言及する必要がある場合には、国情を踏まえる必要がある点を強調すべきである。
184	第2部 第1章3. 重点戦略(1)	P15 二つ目の	“高付加価値の一つの要素である環境付加価値” 環境付加価値と高付加価値化の因果関係は明確でない。削除すべき。
185	第2部 第1章3. 重点戦略(1)	P15	投資は、財務情報・非財務情報等に基づき、投資家の判断と責任において自主的に実施されるものであり、ESG投資や環境分野にかかる市場への投資を政府として義務付ける、あるいは規制により投資を誘導するようなことは避けるべきである。「環境分野に係る市場への投資等に振り向ける」といった表現は、国が半ば強制的に特定市場への投資を誘導するととれる表現であるため、答申においては避けるべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
186	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15	「多くの資金」とのあいまいな表現は、国の計画の表現としてふさわしくないため、控えるべきである。
187	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15	「環境分野に係る市場への投資等に振り向ける」といった断定的な表現は、投資先を政府が誘導する文言であり、見なおすべきである。
188	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15	「資源生産性」や「炭素生産性」は国全体の付加価値を基準としたマクロ指標に過ぎない。「資源生産性」や「炭素生産性」の向上を目指すに当たり、特に産業構造、エネルギー構造等が異なる他国との比較を行う場合には、国情を踏まえることが必要であることを明記すべきである。
189	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 三つ目の (17 行目～20行目)	再生可能エネルギーの最大限の導入が国際収支の改善に繋がる趣旨の記載があるが、本当にそのようにいえるのか。例えば海外製の太陽光パネルを大量に輸入すれば国際収支の悪化に繋がる。また、再生可能エネルギーの大量導入により電力価格が上昇すれば日本国内の製造業が国際競争力を失い、国際収支の悪化を招く一因となり得る。再生可能エネルギーの大量導入が本当に国際収支の改善に繋がるか、根拠を示すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
190	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 三つ目	<p>「例えば、国際収支の改善のため、再生可能エネルギーの最大限の導入、それを中核とした自立・分散型エネルギー社会の構築による化石燃料の輸入削減、・・・」 例えば、国際収支の改善のため、<u>安全性が確認された原子力発電の活用に加え、国内経済や国民負担への影響に配慮しつつ</u>再生可能エネルギーを最大限導入<u>することし、それを中核とした自立・分散型エネルギー社会の構築</u>による化石燃料の輸入の削減・・・</p> <p>理由 国際収支の改善（化石燃料輸入の削減）については、原子力発電の活用が効果的であり、かつ、再エネについても、経済や国民負担に留意することが重要。 また既設大規模電源の高効率化等も効果的であり、自立・分散型の構築に限ったことではないため削除。</p>
191	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 三つ目	<p>経済における環境の主流化が諸課題の解決に資するか不明。「環境対策と経済成長の両立を図りながら進めていく」に変更すべき。</p>
192	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 三つ目	<p>国際収支の改善のためには、再生可能エネルギーの最大限の導入も重要であるが、純国産エネルギーである原子力について、安全を大前提とした活用による日本のエネルギー自給率向上を図り、化石燃料輸入への依存度を低減させていくことも重要である点についても言及していただきたい。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
193	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 三つ目	「再生可能エネルギーの最大限の導入、それを中核とした自立・分散型エネルギー社会の構築による」については、化石燃料の輸入の削減に、自立・分散型エネルギー社会の構築は直接関係ないこと、原子力発電の活用や既設大規模電源の高効率化等の効果も大きいと考えられることから、削除すべき。
194	第2部 第1章 3. 重点戦略 (1)	P15 四つ目	「さらに、環境負荷の増大は、企業や国民一人一人を含む多様な主体の活動に起因していることを踏まえ、その行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進する」とあり、次の段落で環境配慮設計などの例示が記載されています。この点、環境省が毎年、インターネットで調査している「国民の循環型社会形成に対する意識・行動の変化」(2016年度)では、2007年度の「ごみ問題への関心度」は85.9%の人が関心をもっていましたが、2016年度には66.3%にまで低減しています。「廃棄物の減量化や循環利用に対する意識」については、ごみを少なくする配慮の意識が減少傾向にあり、逆に「ごみ問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買って、多くのものを捨てている」は、2007年度は7.0%でしたが、2016年度には14.4%と倍増しています。こうした平均的な国民の環境意識の低下に鑑みれば、より一層の消費者啓発が求められていると考えられますので、様々な場面での環境教育の強化や持続可能な開発のための教育<ESD>の推進についても盛り込むべきと考えます。
195	第2部 第1章 3. 重点戦略 (2)	P15	(2) 国土のストックとしての価値の向上 人口減少・少子高齢化、気候変動、エネルギー問題、グローバル競争、インフラの老朽化等様々な課題を踏まえ、国土のあり方を検討すべきとの方向性は、重要な視点であり評価したい。中間取りまとめからは、例えば、地熱発電や洋上風力等の再生可能エネルギー導入のための土地や海の利活用、事業撤退により生じたブラウンフィールドの再生や活用等の視点が、必ずしも読み取れないため、こうした視点を踏まえた議論をお願いしたい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
196	第2部 第1章 3. 重点戦略 (2)	P15	(2)国土のストックとしての価値の向上 に以下の項目を として以下を追加 これらの施策を一層進めるためには、消費者が十分な商品、サービス情報等入手し適切に評価・選択できる仕組みが必要である。 (理由)持続可能な経済社会づくりには、消費者のための取組が不可欠であるはず。
197	第2部 第1章 3. 重点戦略 (2)	P15	「例えば、災害時も含めたエネルギーの安定供給を実現する自立・分散型エネルギーの導入による自然災害等への強靱性(レジリエンス)の確保、生態系サービスの持続的な利活用の推進とその前提となる生物多様性の保全・・・」は以下のとおり修正すべき。 「例えば、災害時も含めたエネルギーの安定供給を実現する自立・分散型エネルギーの導入による自然災害等への強靱性(レジリエンス)の確保、生態系サービスの持続的な利活用の推進とその前提となる生物多様性の保全・・・」 理由 自立・分散型エネルギーの導入によって、災害時も含めたエネルギーの安定供給や自然災害等への強靱性の確保が図られるとは限らないとともに、既設大規模施設においても十分な耐災害設計がなされており、一概に分散型エネルギーの導入のみが自然災害等への強靱性の確保に資するとは考えにくい。
198	第2部 第1章 3. 重点戦略 (2)	P15 八つ目	“災害時も含めた～自立・分散型エネルギーの導入” 「自立・分散型エネルギー」は、自然災害等への強靱性が弱いと考えられる。どのようにして安定供給を実現するのか記載すべき。
199	第2部 第1章 3. 重点戦略 (2)	P15 八つ目	「災害時も含めたエネルギーの安定供給を実現する自立・分散型エネルギーの導入による自然災害等への強靱性(レジリエンス)の確保」については、自立・分散型エネルギーの導入によって、災害時も含めたエネルギーの安定供給や自然災害等への強靱性の確保が図られるとは限らないため、削除すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
200	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16	<p>「(3) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域づくり」を「(3) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域づくり・人づくり」とすべきである。</p> <p>第四次環境基本計画においては「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」という項目があった(54頁)。第五次環境基本計画中間とりまとめにおいても「地域における自然資本・人工資本・人的資本を持続可能な形で最大限に活用し」とあり(16頁「(3) 多種多様な地域循環共生圏形成による地域づくり」4つめの)、人的資源が重要な要件であることが一貫して述べられているのである。</p> <p>地域における自然資本・人工資本を活かし、持続可能な地域づくりを具体化するには、地域に住む人(特に若者)が地域に誇りを持ち、地域に根ざした自然や文化を活かすことに価値を認めることが重要である。</p> <p>地域づくりには市民だけでできるものでなく、地域を持続可能な形へと転換することに価値を見いだす企業や教育機関、行政等の幅広い連携が必用であることは言うまでもない。第四次環境基本計画に記述されたネットワーキングやコーディネーターの重要性(55頁)は、現在も環境政策の要として扱われるべき内容である。</p> <p>ESDは人の変容が社会の変容を促すプロセス全体を指すものであり、地域づくりには欠かすことのできない要素である。残念ながら、国連持続可能な開発のための教育の10年の期間においては、個人の「態度・技能」の変容が重視されたが、社会との関わり、社会が変わるプロセスという点では不十分な結果しか残し得なかった。ESDと取り組むことの重要性は第五次環境基本計画においても明記すべき事項であると思量する。</p>
201	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16	<p>資源循環について検討する場合、対象となる物質の性状や地域の特性のみならず、全体の効率や経済性を考慮し、最適な循環圏を設定することが重要である。循環圏の広域化が、人口減少に伴う自治体サービスの水準維持の課題解決に資するというケースも考えられる。今後の検討においては、全体の効率や経済性の視点も十分考慮いただきたい。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
202	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 二つ目	<p>「地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域で循環が困難なものについては循環の環を広域化させること・・・」とあるが、地域に限定せず、資源効率性と経済性を踏まえた循環システムとすべき。</p> <p>「産業廃棄物処理業の振興方策（環境省の検討会；H29年3月）」において、人口減少に伴い廃棄物発生量が減少する可能性があるとされており、地産地消のしくみでは、保有する施設や技術・発生量にも偏りがあり、非効率な処理を助長し、目指すべき資源循環が成り立たなくなる可能性がある。</p> <p>http://www.env.go.jp/press/104001.html</p> <p>地産地消は理解するが、廃棄物はより広域で最も資源効率性の高いしくみに変えていく必要がある。</p> <p>また自治体ごとの特殊性（事前協議や申請、認可、報告等）は極力排除し、より広域的なしくみづくりを目指すことで、非効率な手続きを排除し、適切な処理を容易にすることも重要。</p> <p>「地域で循環可能な資源は地域で循環させることを基本としつつ、高度な資源効率性や経済性を踏まえた広域な資源循環システムに取り組むことも重要」としてはどうか。</p>
203	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 二つ目 (8～11行目)	<p>「森・里・川・海をそのつながりとともに豊かに保つ」という部分について、「生態系ネットワーク形成の取組の推進」ということを明示する。</p> <p>理由 近年、関東地方の荒川・利根川水系、近畿地方の円山山水系などにおいて、流域の多様な関係者からなる地域の協議会が設立され、河川を軸とした生態系ネットワークの形成に向けた取組が進められています。現在、こうした動きは全国に広がりつつあり、本年1月には、取組を一層推進すべく、国土交通省水管理。国土保全局河川環境課の主催で「水辺からはじまる生態系ネットワーク全国フォーラム」が開催されました。生態系ネットワークの形成にあたって、森・里・川・海のはつながりはその基軸となるものであり、2015年8月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」、「国土利用計画（全国計画）」でも、森・里・川・海の連環による生態系ネットワーク形成を進めていく旨が示されています。第五次環境基本計画においても、森・里・川・海の連環による「生態系ネットワーク形成の取組の推進」ということを明示されることを要望いたします。</p>
204	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 四つ目の	<p>「地域における自然資本・人工資本・人的資本を持続可能な形で最大限に活用し、地域内における環境配慮型の投資・消費を活発化させていくとともに...」は</p> <p>「地域における自然資本・人工資本・人的資本を持続可能な形で最大限に活用し、地域内における環境配慮型の投資・消費についても活発化させていくとともに...」と修正すべき。</p> <p>理由：資本を活用して、投資や消費を活発化させる手段は他にもあるため、表現の修正。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
205	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 四つ目の	<p>「地域こそ、環境政策を通して、環境面の課題だけでなく、経済・社会的課題を同時に解決する「実践の場」として適切である。地域における自然資本・人工資本・人的資本を持続可能な形で最大限に活用し、地域内における環境配慮型の投資・消費を活発化させていくとともに地域が相互に交流し、新たなコミュニティを創出することが重要である。これにより、地域循環共生圏を形成していくことは地域の創生にもつながるものであり、環境の側面も利用して地域づくりを推進していくことの意義を確認するとともに、その方向性を打ち出すべきである。」</p> <p>【 「地方」の自主性を尊重した地域づくりを】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の環境政策の具体的な展開として、重点戦略の1つに、全国の各地域が環境・経済・社会的課題を解決する「実践の場」と位置付けられたところであるが、本来、国は地方自治の本旨に則って、地域づくりの推進に適正に関与していかなければならない立場にある。 ・ それぞれの地域には様々な性状や特性があり、当該地域の外部から指示されるような画一的な取組内容は、時に当該地域にマッチしないことも十分にあり得る。そもそも外部から取組みを押し付けられるだけでは長続きしないことも考えられる。各地域の性状や特性に応じて、地域自らの自主的な取組内容を後押しするような仕組みを構築することが望ましい。
206	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 四つ目の	<p>「環境配慮型の投資・消費を活発化」については、資本を活用して、投資や消費を活発化させる手段は他にもあるため、「環境配慮型の投資・消費についても活発化」等に表現を修正すべき。</p>
207	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 五つ目の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの削減に、「自立・分散かつネットワーク型の社会システムの構築」は、直接関係ないため「再生可能エネルギーの導入」等に表現を修正すべき。また、「大幅」な排出削減は不明であるため削除すべき。
208	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 五つ目の	<p>「例えば、再生可能エネルギーを主体とした自立・分散かつネットワーク型の社会システムの構築や省エネルギー対策による温室効果ガスの大幅排出削減、国内エネルギーの循環、・・・」は「例えば、再生可能エネルギーを最大限導入することによる温室効果ガスの排出削減、国内エネルギーの循環、・・・」と修正すべき。</p> <p>理由 温室効果ガスの削減に、自立・分散かつネットワーク型の社会システムの構築は、直接関係ないため、削除 また、排出量を大幅に削減できるかどうか不明であるため、表現の修正。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
209	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P16 五つ目の	「自立・分散かつ～国内エネルギーの利活用」が、どのようにして地域経済の活性化につながるのか、明確に記載すべき。
210	第2部 第1章 3. 重点戦略 (3)	P14 四つ目の	経済における環境の主流化が諸課題の解決に資するか不明。「環境対策と経済成長の両立を図りながら進めていく」に変更すべき。
211	第2部 第1章 3. 重点戦略 (4)	P16 六つ目の	「依然としてリスクに直面しており、環境リスクの評価を踏まえた改善とともに、環境リスクに対する予防的取組も求められる」 予防的取組については、現行の基準や問題となっている事象等を適切に評価しつつ、リスク分析や評価手法において(科学的根拠がなく)適切に実施できないものは対象外とすべき。予防的取組の記載についてはそれらの前提や適用範囲(要件)など明記すべき。
212	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17	(5) 将来を支える技術の開発・普及 研究開発は、環境・経済・社会の統合的向上を図る上で重要であり、産学官連携の重要性について、重点戦略においても言及してはどうか。特に長期を想定した研究開発であるほど、民間が担うことは難しくなり、政府や公的研究機関の役割が重要になるほか、民間の参画を促すインセンティブについても検討していく必要がある。 また、第1部においてIoT、AIやビッグデータ等の「Society 5.0」や「第4次産業革命」の共通基盤技術について触れられており、こうした技術革新を環境分野のイノベーションにつなげていく視点が重要である。答申においては、「Society 5.0」や「第4次産業革命」について言及し、具体的な施策につなげていく必要がある。
213	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17 三つ目の	「枯渇性資源に依存する社会から自立・分散・循環・ネットワーク型社会に移行するため」との記述は、どのような社会に移行することを説明したものかわからないため、「持続可能な社会に移行するため」との表現に見直すべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
214	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17 三つ目の	「枯渇性の資源に依存する社会から自立・分散・循環・ネットワーク型社会に移行するための技術の開発・普及を促進し、世界に通用する技術を展開していく。」は 「枯渇性の資源に依存する社会から 目指すべき持続的な 社会に移行するための技術の開発・普及を促進し、世界に通用する技術を展開していく。」に修正すべき。 理由：自立・分散・循環・ネットワーク型社会を目指しているものではないため修正。
215	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17 三つ目の	「その際、環境技術の進展に向け、環境研究をその基礎に据えるとともに、地球環境の制約下において、環境課題の解決を将来の技術革新の…」は 「その際、環境技術の進展に向け、環境研究をその基礎に据えるとともに、 環境・経済・社会の統合的向上の実現可能性を高めるための施策 を将来の技術革新の…」に修正すべき。 理由：環境のみならず、経済や社会の統合的向上を図るための施策が必要と考えられるため、修正。
216	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17 三つ目の	「自立・分散・循環・ネットワーク型社会に移行」について、自立・分散・循環・ネットワーク型社会を目指しているものではないため、「目指すべき持続的な社会」等に修正すべき。
217	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17 三つ目の	「枯渇性資源に依存する社会から自立・分散・循環・ネットワーク型社会に移行するため」とあるが、環境省では「自立・分散・循環・ネットワーク型社会」とは再生可能エネルギーのみで形成される社会と考えているのか。枯渇性資源からの脱却を環境省の政策の基本に言うことか。国のエネルギーセキュリティ（エネルギー政策）との整合を取って頂きたい。
218	第2部 第1章 3. 重点戦略 (5)	P17 三つ目の	「環境課題」について、環境課題のみならず、経済や社会の統合的向上を図るための施策が必要と考えられるため、「環境・経済・社会の各側面で我が国が現在直面する課題」等に修正すべき。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
219	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17	(6) 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と相互互惠関係の構築 「地球環境保全に向けた国際的なルール作りに積極的な貢献を行い、国際社会における我が国のリーダーシップを発揮する」という記述は、重要な点である。その際、実効性と国際的な公平性を確保することが重要であり、答申に追記すべきである。
220	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17	わが国の温室効果ガス排出量の世界シェア、わが国技術の国際貢献余地を踏まえ、「海外での取組みを通じた温室効果ガスの削減」は、わが国ならではの貢献であると明記したうえで、国として、グローバルな視点で温室効果ガスの大幅削減を目指して取り組む重要性を、強調すべきである。
221	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P18	具体例として、廃棄物発電、生活排水処理が挙げられているが、省エネ対策や環境リスク管理等、記載を充実してはどうか。
222	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17	国際的な取組みを推進するにあたり、イコルフットィングの視点、カーボン・リーケージの留意は、重要な要素であるため、これらについて明記すべきである。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
223	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 四つ目の	<p>国際的な生態系ネットワークの構築に関して、我が国がリーダーシップを発揮し、取組を推進することを記載する。</p> <p>理由 我が国で見られる野生生物のなかには、ガン類・ツル類・ハクチョウ類などの渡り鳥やウミガメのように国境を越えて移動を行うものがあります。こうした野生生物を保護するためには、国内における取組だけでなく、各国と協力した取組が必要になります。2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、目標増の一つとして国境を越えた生態系ネットワークの形成が進む姿を掲げ、行動計画として、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努める旨が示されています。国際貢献によって我が国がリーダーシップを発揮すべきテーマの一つとして、国際的な生態系ネットワークの構築が挙げられることを要望致します。</p>
224	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 四つ目の	<p>マルチレベルのグローバルパートナーシップの推進</p> <p>1) 政府レベルの国際取り決めや国際連携による変革の重要性は論を待たないが、近年の、持続可能性とSDGsに向けたさまざまなステークホルダーの連携の動き、例えば、企業の連携による市場・経済オポチュニティの拡大（RE100など）、グローバルコンパクト、気候変動とエネルギーに関する「世界首長誓約」、ICLEI、C40、100RCなどの都市間連携による協力やツイニング、フェアトレードの認証など変革のための取り組みが国境を越えて広がってきていることに注目すべき。</p> <p>2) これらの取り組みによるモメンタムの強化、経験の共有、デモンストレーション効果、理念や手法の共通化・普遍化等による協働の拡大は極めて有効であり、政府レベルで促進する政策が重要である。</p>
225	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 四つ目の	<p>日本自身の地球規模に及ぼす環境負荷の率先的低減が前提であることを明記すべきであり、このことから、日本のNDC実施などにも言及すべき。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
226	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 四つ目の	日本の経済及びその貿易の規模に鑑み、マルチステークホルダーが参画して環境・経済・社会の統合を進めることで生まれる新たな経済システム、持続可能な消費と生産のパターン(SCP)、ライフスタイルの追求などの日本の取り組みが、グローバル化した経済交易及び情報化社会を通じ、持続可能でかつ、SDGsに合致した経済社会への転換を世界規模で促しうるという責任、さらには、世界の取り組みとも呼応することで、より発展のモメンタムが強化されることにも注目して記述すべき。 特にSCP、ライフスタイル分野では、日本が国際的な取組を主導してきていること、さらにそれを進めるべきことに言及することが重要である。
227	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 四つ目の	途上国では、開発(経済開発、社会開発)と環境は密接に絡んでいるため、環境負荷低減に特化した伝統的な環境保全技術移転にとどまらず、環境・経済・社会の統合的向上の理念を盛り込んだ幅広い協力を重視すべき。 特に、途上国、新興国が「数ある将来の発展経路から低炭素型発展経路を選択する」ために、日本が、技術、プラクティス、法制度、経験、レッスンなどを、シェアし、協働していく国際協力が必要である。 このうち、気候変動への適応は、途上国等の抱える人間居住、農林業、保健・健康等における社会・経済問題の解決、レジリエンス向上、人間の安全保障とも密接に関係するという観点でとらえ、日本として積極的に推進すべきである。
228	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 四つ目の	持続可能性向上に係る技術については、国際市場的に遅れを取りつつある領域があるものの日本企業等のもの作りのポテンシャルは大きいため、その研究開発を進めることはもちろんのこと、多様な技術を視野に入れた、技術の移転・普及を促進する仕組みの強化が重要である。 例えば、IT技術を用いたフィンテック等による貧困層の発展(市場情報へのアクセス改善、コストが低い金融など)、小型耐久型ソーラー製品の普及による農村電化・リモート教育等の推進、革新的冷凍技術が収穫後のロスが50%におよぶ途上国青果物市場にコールドチェーン確立を可能し、付加価値を高めうることなどにもより注目すべきである。 なお、相手国の状況・発展段階は多様であるため、領域によっては、一足飛びに日本の高水準かつ高価な技術が適用・移転が困難な状況があることに留意し、相手国のニーズ・段階等をしっかり把握し、国際的な技術移転の動向とも連携しつつ、それに応じた技術・アプローチを複層的に用意することも重要である。
229	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 五つ目の、六つ目の	「地球環境保全に向けた国際的なルール作りに積極的な貢献を行い、国際社会における我が国のリーダーシップを発揮する」という点に加え、実効性と国際的な公平性を確保することも重要であり、本計画でも強調すべき点である。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
230	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 五つ目の、六つ目の	「海外での取組みを通じた温室効果ガスの削減」は、世界最高水準の技術を誇るわが国ならではの貢献であると明記したうえで、グローバルな視点で温室効果ガスの大幅削減を目指して取り組む重要性を一層強調すべきである。その際に、わが国の温室効果ガス排出量の世界シェア、わが国技術の国際貢献余地を十分に踏まえる必要がある。
231	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 五つ目の、六つ目の	国際的な取組みを推進するにあたり、重要なポイントである、「イコルフットィングの視点」や「カーボン・リーケージの留意」といった点について丁寧に記載すべきである。
232	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 六つ目の	「例えば、これまでの公害問題への対策や環境・経済・社会の統合的向上を実現する循環共生型の社会づくりの経験等を生かし...」は 「例えば、 <u>海外での取組みを通じた温室効果ガスの削減</u> や、これまでの公害問題への対策や環境・経済・社会の統合的向上を実現する循環共生型の社会づくりの経験等を生かし...」に修正すべき。 理由 国際的リーダーシップのあり方として、効果的な取組みであるため追記。
233	第2部 第1章 3. 重点戦略 (6)	P17 六つ目の	地球規模での貢献が国際的リーダーシップの発揮の機会のため、「海外での取組みを通じた温室効果ガスの削減や」を追記すべき。
234	第2部 第1章 4. 重点戦略を支える環境政策の展開	P18	以下のとおり修正 4. 重点戦略を支える環境政策の展開 これら6つの重点戦略を支えるフレームワークとして、 <u>SDGs目標16の理念に基づいた政策決定への参加の確立</u> 、 <u>持続可能な開発のための教育(ESD)の理念に基づいた環境教育等の促進を通じた人づくりや専門家の育成</u> 、 <u>健康被害における被害者の救済及び健康被害の予防を図る環境保健対策</u> 、 <u>総合的な観点から環境保全を図り、環境面からの持続可能性への配慮を盛り込むための環境影響評価</u> 、 <u>施策を実施する上で必要となる各種統計情報や環境データの整備・収集・開示</u> 、 <u>事故・災害時の住民、関係機関等への迅速な情報伝達の仕組みの整備ならびに開示と提供を支える技術開発</u> 、 <u>環境に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決のための環境紛争処理</u> 、 <u>政策決定の基盤となる環境研究の推進</u> がある。これらを重点戦略(仮称)を支える環境政策として展開する。 (理由)重点戦略を支えるフレームワークとして、参加の確保や事故時を含めた情報の開示、提供等がとても重要である。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
235	第2部 第1章 4. 重点戦略を支える環境政策の展開	P18	<p>「持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育」について述べた部分について、その推進に当たっては「学校・園庭ビオトープ」の活用が効果的である旨を記載する。またこれに関する専門家の例として、環境教育等促進法に基づき環境大臣により「環境人材育成・認定等事業」として登録されている「ビオトープ管理士」、「こども環境管理士」を挙げる。</p> <p>理由 子どもたちが日常的に自然と触れあうことのできる学校・園庭ビオトープは、体験を通じて地域の自然環境について学び考える機会を与え、また、地域の住民や企業・団体など多様な主体と連携・協働できる場を提供します。（公財）日本生態系協会が1999年度より隔年開催をしている「全国学校・ビオトープコンクール」では、2015年度（第9回）までに延べ北海道から沖縄まで全国各地の740の学校及び幼稚園・保育所から応募がなされるなど、学校・園庭ビオトープは全国で普及している取組となっています。その動きをさらに促進する観点からも、環境教育の推進にあたり、「学校・園庭ビオトープ」の活用が非常に効果的であることを記載されることを要望いたします。また、環境教育の推進に関する専門家として、地域で受け継がれた自然や歴史、文化など貴重な財産と、国際的な動向を踏まえたまちづくり・くにづくりを実践する技術者である「ビオトープ管理士」や、地域の自然を活かして保育環境の充実を図り、その振る舞いを通じて興味関心を高めることで、子どもたちの豊かな感性を育て主体的な活動を促すことのできる「こども環境管理士」を具体的に例示されることについてもあわせて要望いたします。（両資格ともその資格試験等が、環境教育等促進法に基づき環境大臣により「環境人材育成・認定等事業」として登録されています。）</p>
236	第2部 第2章 まえがき	P18 一つ目の	<p>「災害が発生した場合においてもその被害を最小化し、経済社会活動の迅速な復旧に資するため、政府は（国土強靱化法に基づく対策はもとより）グリーンインフラの活用、自立・分散型の再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んできたところであるが、今後も防災・減災、国土強靱化等にも資するよう（に的確な施策に基づいて）環境政策を推進していくことが必要である。」</p> <p>【意見】 グリーンインフラの活用・推進が重要であることは言うまでもないが、最近の自然災害は激甚災害に指定されるほどの大きな災害が多くなっていることから、グリーンインフラの活用の妥当性を考慮・検討した上で、場合によっては先ず国土強靱化法に基づくインフラの強化などが進められるべきであり、その旨記載すべきである。</p>
237	第2部 第2章 まえがき	P18 一つ目の	<p>以下のとおり修正する。 「再生可能エネルギーの普及拡大等に取り組んできたところであるが、自然環境の持つ本来の能力を生かし今後も防災・減災、国土強靱化等にも資するような環境政策を推進していくことが必要である。」</p> <p>（理由） 発生してしまった災害について、環境政策として取り組む際の視点は確認しておく必要はある。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
238	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P18 二つ目の	「各地域において、多様な地域資源を活用し、域内循環を進めるとともに、自然資源を保全しつつ持続可能な利用を確保しながら、 <u>地域の視点を踏まえ、住民、NPO等の関係者の参画のもと、さまざまリスクに関する意見交換を行いつつ、産業の潜在的な可能性を引き出すことで</u> 」 (理由)復興に当たっては、地域や関係者の参画を得ながら進めることは重要である。
239	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P18	「こうした災害を未然に防ぐ」とあるが、全ての自然災害を防止できるとも読める。防災・減災の考えを明確にするため以下の様に修文してはどうか。 「・・・熊本地震等の大きな災害が頻発している。このようななか、比較的発生頻度の高い災害に対してはその被害を未然に防ぐ取組と共に、それを越える災害が発生した場合においてもその被害を最小化・・・」
240	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P18	「・・・自立・分散型の再生可能エネルギーの普及拡大等に取り組んできたところであるが、」は政府の対策が環境政策のみと誤解される恐れがあるのではないかと。 「・・・自立・分散型の再生可能エネルギーの普及拡大等を含む総合的な対策に取り組んできたところであるが、」としてはどうか。
241	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P18	東日本大震災から6年以上が過ぎているが、「東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開」として環境省としてどの様に係わってきたのか環境政策の実績と課題を具体的に示して欲しい。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
242	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P19	<p>以下のとおり修正すべき。 「国は、中間貯蔵施設（福島県内の除染によって生じた土壌等を最終処分までの間、安全に管理・保管する施設）の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壌等の減容・再生利用の実施に当たっては、<u>開かれたプロセスの確保が不可欠であり、それらの施策に伴うリスクの評価を絶えず行っていくことを含め、地方公共団体はもちろん住民、NPO等の関係者と十分に議論を行いその合意のもと、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、政府一体となつて、事業の迅速かつ適正な実施に向けて必要な措置を講じていく。</u>」 （理由）放射性物質汚染廃棄物の扱いに当たっては、開かれたプロセスでのリスクコミュニケーションが不可欠である。</p>
243	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P19	<p>「放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策も進めていくこと」とあります。が、福島県民はもちろんのこと、県外も含め汚染地域の住民の健康を数十年のスパンで長期的に管理していくためにも、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」<いわゆる原発事故子ども・被災者支援法>に則った方針・施策を検討すべき。実質的には福島県に任せているのが現状で、国としてのイニシアティブが見受けられない。</p>
244	第2部 第2章 1. 東日本大震災からの復興に資する環境政策の展開	P19	<p>以下のとおり修正すべき。 「また、<u>復興の目標については、異なる意見が存在することを踏まえ、実質的な意見交換を行えるような体制を整え、さらなる影響調査とともに放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策も進めていくことや、放射線による人への影響とともに野生動植物への影響に関する基礎的情報や知見を充実させていくことも必要である。</u>」 （理由） 現在の案では、人に関する健康調査は十分に行われているかのような印象を与えかねないため表現を改めるべきである。</p>

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
245	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的実施	P19	今後作成される「第3章 環境保全政策の体系」「第3部 計画の効果的実施」に盛り込むべき事項（可能であれば関係の重点戦略に追加）として、以下のようなものがあげられる。 バックキャストによる科学的具体的目標の設定とPDCAによる進捗管理 基本計画では、科学的なベースをもち、計測可能で分かりやすい目標を設定し、PDCAにより進捗を管理していくことが重要である。 今次基本計画で、具体的目標が明示できない領域についても、今後、あるべき持続可能な社会像からバックキャスト手法により、具体的目標を検討・設定し、それをベースにPDCAを行うという枠組み/方向性を規定すべき。 目標設定に科学的知見やデータが不足している場合、科学的知見やデータの充実（調査研究、政策研究）の推進も重要なテーマである。
246	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的実施	P19	SDGsの達成という観点からは、SDGsの諸ターゲットの進捗を測る指標と、環境基本計画のもとでの環境指標との関係性・整合性を整理して、政策実現に応用していくことが重要である。その際、関係性・整合性についてさらなる調査研究が必要な場合は、それを行うことが重要である。
247	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的実施	P19	SDGs17.19：「2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取り組みを更に前進」を受けた国内取組を進めることも重要である。
248	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的実施	P19	今後作成される「第3章 環境保全政策の体系」「第3部 計画の効果的実施」に盛り込むべき事項（可能であれば関係の重点戦略に追加）として、以下のようなものがあげられる。 様々な政府の諸政策、諸計画を策定する際の政策アセスメントの導入の検討 SDGs、持続可能な社会の構築に資するかどうか、ステークホルダーの参画を得て、環境・経済・社会の3側面を通して、SDGsの観点を活用しつつ持続可能な社会づくりへの効果・影響性を事前に検討、評価し、意思決定に適切に反映するとともに、実施段階でのステークホルダーのコミットメントを確保することが重要である。 このような観点から、国、地方公共団体等の様々な政府の諸政策、諸計画を策定する際に、SDGs及び持続可能性の観点から、政策アセスメントを求める手続きについて検討を進めることが重要ではないか。
249	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的実施	P19	今後作成される「第3章 環境保全政策の体系」「第3部 計画の効果的実施」に盛り込むべき事項（可能であれば関係の重点戦略に追加）として、以下のようなものがあげられる。 地方自治体等の環境基本計画等 地方公共団体では、環境基本法に基づき、環境基本計画等、国の環境基本計画に準じて計画を策定している場合が多いため、第5次環境基本計画で明確化された地域循環共生圏等の基本的考え方や政策が地域社会において反映されるよう、国として情報提供・人づくり等の取組が重要である。

No	関連項目等	該当部分(頁)	提出意見
250	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的实施	P19	<p>今後作成される「第3章 環境保全政策の体系」「第3部 計画の効果的实施」に盛り込むべき事項（可能であれば関係の重点戦略に追加）として、以下のようなものがあげられる。</p> <p>トランスディシプリナリな政策研究の推進</p> <p>環境・社会・経済の3側面から政策やイノベーションを検討し、さらに、様々なステークホルダーでの実践を進めていくためには、科学的知見に基づく、エビデンスベースの国際連携の図られた政策研究の実施・推進が極めて重要である。このため、学際的事であることはもとより、様々なステークホルダーが参画し、それらの実践的な知見を活かし、協働による計画・実践等による政策研究、とりわけ国際的な連携を確保した政策研究を一段と進めることが重要（トランスディシプリナリな政策研究/戦略研究）である。この観点から、このような研究を国際的に推進しているFuture Earth のような取り組みがさらに推進されるべき。</p> <p>さらに、これらの研究や実践を裏打ちする情報の充実も不可欠</p>
251	第3章 環境保全政策の体系 第3部 計画の効果的实施	P19	<p>今後作成される「第3章 環境保全政策の体系」「第3部 計画の効果的实施」に盛り込むべき事項（可能であれば関係の重点戦略に追加）として、以下のようなものがあげられる。</p> <p>情報・データ・応用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境・経済・社会の3側面において持続可能性を測り、相互の作用を把握することで、オポチュニティの発掘、政策対象の重点化・優先化、政策の有効性の評価等を行うことが重要である。このためには、環境・経済・社会のデータ、特に地域レベルでの更新性資源・エネルギー/非更新性資源・エネルギーおよび資金のフローとストック、地域間の出入り、これらをつなげるようなデータ収集・集計方法など新しい観点でのデータ整備、それらを活用する仕組み（システム）の整備が極めて重要である。例えば、近年の家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査の統計化など有用な実データに基づく政策手法の検討を可能にした。 ・ しかしながら、このようなデータの収集整備の重要性が増しているにもかかわらず、コスト・手間の低減を理由に基礎的な統計が貧しくなっている現実も深刻であり、なんらかの政策的対応が必要ではないかと思われる。 ・ 一方、個人用電子デバイス、車載用電子デバイス、POS、道路センサー等からのビッグデータの活用は大きなポテンシャルがあり、プライバシーの保護を確保しつつ、収集・利用環境の整備が望まれる。 ・ また、IoTの発達が可能にする、このようなデータのリアルタイムな収集と処理は、交通やエネルギー（グリッド）の流れの制御技術（エネルギーの貯蔵含む）と相まって、物流・人流・エネルギー流の平準化を可能にし、インフラ規模の適正化、有効率（例えば乗車率、積載率）の向上、効率の最適化制御等による資源・エネルギー効率性の向上、さらには利便性の向上に資する。 ・ さらに、個人用や車載用電子デバイスは、行動や運転に伴う環境負荷を迅速に「見える化」して個人にフィードバックする機能や代替案の選択機能を持たせることができ（例えば、燃費計と連動した二酸化炭素排出推計、より環境負荷の低いルートの提案、商品タグから環境認証情報の確認など）、個々人の行動（ライフスタイル）の変化を促しうることに注目すべき。 ・ なお、国内においては、環境質が大きく改善した領域と新たに重視すべき問題領域があり、資源制約下では、データ収集等に係る資源のシフトも検討の対象ではないか。